RIETI Policy Discussion Paper Series 20-P-016

日本の所得格差の動向と政策対応のあり方について

井上 誠一郎
経済産業研究所

RIETI
Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA
独立行政法人経済産業研究所
https://www.rieti.go.jp/jp/

RIETI Policy Discussion Paper Series 20-P-016
2020 年 6 月

日本の所得格差の動向と政策対応のあり方について[1]

井上誠一郎（経済産業研究所）

要　約

日本経済は、バブル崩壊以降の「失われた二十年」のもと、成長率が低迷し、非正規雇用が増大した。こうした中、マスメディアの報道の影響もあり、日本の所得格差が拡大しているとの認識が広がってきたが、実際、所得格差はどのように推移してきたのであろうか。

本稿では、所得格差に関する先行研究のサーベイなどを行い、日本の所得格差の動向を確認する。その上で、所得再分配を巡る政治哲学上の思想も踏まえつつ、所得格差への政策対応のあり方を議論する。本稿の結論は、以下の２つである。

第一に、所得格差の動向について、日本全体としては、社会保障制度や税制による所得再分配が機能しているため、再分配後の所得格差は 1980 年代に比べて若干高まったが、2000 年代以降、概ね横ばいで推移している。しかし、年齢階層別にみると、高齢者層で所得格差の縮小がみられる一方、若年・中年層で所得格差が拡大する動きがみられる。

第二に、政策的な対応としては、社会保障や税制による所得再分配機能の強化について民主的な議論を行っていくことも必要であるが、若年・中年層の所得格差が拡大する動きがあることを踏まえれば、若年・中年層の非正規労働者や求職者の人的資本投資の促進に早急に取り組み、再分配前の所得格差の縮小を図ることが重要である。このため、政府は産業界や大学等と連携してリカレント教育などの教育訓練を行う環境の整備に取り組むべきであり、特に非正規労働者も対象とした「教育訓練休暇」の導入の義務化を検討すべきである。

Keywords: 所得格差、ジニ係数、所得再分配、リカレント教育、教育訓練休暇
JEL classification: D31, J24

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

[1] 本稿は、独立行政法人経済産業研究所の研究活動の成果の一部である。本稿の原案に対し、経済産業研究所ポリシー・ディスカッション・ペーパー検討会の参加者から有益なコメントをいただいたことに謝意を表したい。

１．はじめに

日本経済は、バブル崩壊以降の「失われた二十年」のもと、経済成長率の低迷や非正規雇用の増大などに直面してきたが、それらを背景として所得格差が拡大したと指摘されてきた。日本政府は「成長と分配の好循環」の実現を掲げ、いわゆる就職氷河期世代の就労支援や最低賃金の引き上げなどによる政策対応を講じてきている[2]。

海外諸国でも所得格差の拡大に対する懸念が高まってきている。OECD (2008)・(2011)は、多くの先進国・新興国において所得格差が拡大していることを指摘した。また、2016年11月のアメリカ大統領選挙でトランプ大統領の誕生が決まった背景として、白人のブルーカラー層の生活が厳しくなってきた不満がトランプ大統領候補への支持につながったとされている。イギリスの欧州連合（EU）からの離脱も、その背景の一つとして所得格差の拡大などに対する労働者の不満があったことが挙げられている[3]。このように多くの国々で所得格差が拡大し、アメリカやイギリスでは政治動向を左右する要因になってきている。こうした中、日本の所得格差はどのように推移してきているのだろうか。

日本では、非正規雇用の増大などを背景に所得格差が拡大してきたとの認識がマスメディアの報道を通じて国民の間で広がってきた。所得分配を示す統計調査やデータには様々なものがあり、それらに基づく研究も多くの成果の蓄積があるものの、マスメディアの一部では、個別の取材の結果などから所得格差の拡大をセンセーショナルな形で取り上げるケースが見受けられる。所得が低く、生活が苦しい家庭の実態を明らかにし、問題意識を先鋭化させ、社会に対して公正なあり方を問う、というジャーナリストとしての姿勢は理解できるものの、日本の所得格差の全体像を語る際に、所得分配の動向を表す統計データを十分に精査せず、安易に個々の事例から日本全体の現象として一般化させることは適当ではない。

---

[2] 日本政府の「経済財政運営と改革の基本方針2019」（2019年6月21日閣議決定）では「成長と分配の好循環を継続・拡大させるため、就職氷河期世代の人々が安定的に就労するなど社会への参画機会を拡大する仕組みを構築するとともに、最低賃金の上昇を実現する。」と記載されている。

[3] アメリカのトランプ政権の誕生の背景については、東京大学の久保文明教授がトランプ大統領候補が大量得票した地域では白人のブルーカラーが多く、失業率が高いことを指摘し（https://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/16112401.html　2020年6月アクセス）、金成（2017）は、徹底的な現地取材でトランプ大統領候補を支持する白人ブルーカラーが置かれている実態とそうした人々の思いを活写している。

イギリスのEU離脱（Brexit）については、遠藤（2016）が政治的な経緯などを明らかにするとともに、その背景の一つとして実質賃金が伸び悩み、移民によって雇用を脅かされていると感じている労働者の不満を挙げている。箱崎（2016）は、経済格差のみならず都市部と地方の格差、世代間の格差などの背景について述べている。

本稿では、日本の所得格差に関する統計データや先行研究に基づいて日本全体の所得格差の動向を確認する。統計データとしては、日本だけでなく、海外の主要国の所得格差を表すデータも示し、他の主要国と比べた日本の特徴をつかむことも試みる。

こうした方法によって所得格差の動向を踏まえた上で、政策的にはどのように対応すべきか、について考察を行う。「結果の平等」を重視して、社会保障制度や税制による所得再分配機能を高めることも考えられる。しかし、そうした政策対応は各人の経済インセンティブを弱め、経済成長にマイナスの影響を与える可能性も懸念される。このような論点について、先行研究の成果や政治哲学上の思想などを踏まえ、政策対応のあり方を議論する。

後述するとおり、本稿の結論の一つとして、所得再分配のあり方について民主的な議論を行っていく重要性を訴えている。こうした民主的な議論の材料の一つとして、本稿が幅広い読者に読んでいただけるよう、分かりやすく丁寧な説明とすべく、著者なりに努力をしたつもりである。このため、「ジニ係数」などの基礎的な用語にも解説を付けるなどの工夫をしている。予備知識のある読者には冗長な印象を与える箇所もあるかもしれないが、御理解をいただきたい。

本稿の構成は、以下のとおりである。次の第２節では、日本の所得格差を表す統計調査やそれらに基づき分析を行った先行研究の成果を整理し、日本の所得格差の動向を概観する。その上で、第３節では、所得分配を巡る政治哲学上の思想も概観しつつ、所得格差の動向を踏まえて政策的に対応すべき課題について議論する。第４節で、結論を述べる。

２．日本の所得格差の動向

本節では、各種の統計調査に基づく所得格差を表す指標として主要なものを確認していく。その上で、先行研究において、どのような分析が行われているか、について概観していく[4]。そして、所得格差に関する国民の意識調査の結果をみた上で、本節の最後に、こうした統計調査や先行研究などを踏まえた、日本の所得格差の動向に関する見解をまとめる。

２．１　所得格差を表すジニ係数の推移

所得分配の不平等度を表す指標には様々なものがあるが、代表的な指標の一つが「ジニ係数」である。ジニ係数は、高所得層や低所得層を含めた所得分配全体の分布の偏りを測る指標であり、0に近いほど所得分配の不平等度が低く、1に近いほど不平等度が高いことを表す[5]。

（1）厚生労働省「所得再分配調査」に基づくジニ係数

日本における世帯の所得格差を表す指標の一つとして、「所得再分配調査」における「当初所得」と「再分配所得」のジニ係数がある。「当初所得」は、世帯における雇用者所得、事業所得、財産所得、雑収入、私的給付（仕送り、企業年金等）などを指す。「再分配所得」は、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現金、現物）を加えたものと定義されている。これらの定義に関して、公的年金（国民年金、厚生年金）は「再分配所得」には含まれるが、「当初所得」には含まれていないことに留意が必要である。こうした定義

---

[4] 日本の所得格差や資産格差に関して様々な先行研究や各種データに基づいて総合的な分析を行い、総括的な見解を示した優れた研究として、大竹（2005）、白波瀬（2009）、森口（2017）などがある。本稿はこれらの研究の成果に大いに負っている。

なお、本稿は所得格差の動向に焦点をあて、その動向を踏まえた政策対応のあり方について考察しており、資産格差については本稿の射程外としている。資産格差も重要な問題であり、資産格差と所得格差との関係を考察することを含め、将来の研究課題であると考えている。また、本稿は各時点の所得格差に焦点を当てているが、各世帯の消費水準の格差が各世帯が予想している生涯所得の格差を表すとの考え方から、消費格差に焦点を当てた研究も行われている。上述した大竹（2005）は、所得格差のみならず消費格差もカバーしている。Higa（2019）は、総務省「家計調査」の調査票情報を用い、サンプルバイアスの補正を行った上で、過去30年間、消費格差が拡大傾向にあることを示している。

[5] 具体的には、ジニ係数は次のとおり算出される。世帯を所得の低い方から高い方へと順に並べる。それに基づいた世帯数の累積比と世帯所得額の累積比の対応関係を表す曲線をローレンツ曲線という。仮に所得が完全に均等に分配されていればローレンツ曲線は45度線（均等分布線）と一致する。ローレンツ曲線と均等分布線で囲まれる弓形の面積を、均等分布線と世帯数累積比の軸から成る三角形の面積（0.5）で除したものがジニ係数である。

となっている理由としては、「所得再分配調査」は、社会保障制度や税制による所得再分配効果を測ることを目的の一つとしているため、「当初所得」には、公的年金など社会保障制度による給付を含めない定義とすることにより、「当初所得」と「再分配所得」の差分で社会保障制度と税制による所得再分配効果を測ることができるようにするためと考えられる。

図表 1 は、当初所得および再分配所得のジニ係数について、1962 年調査以降の長期的な推移を示している。当初所得のジニ係数は 1960 年代、1970 年代は概ね横ばいで推移してきたが、1980 年代以降、上昇傾向にある。他方、再分配所得のジニ係数は、1980 年代から 1990 年代にかけてやや高まった後、2000 年代に入ってからは概ね横ばいで推移している。所得分配の不平等度は、当初所得ベースでは 1980 年代以降、急速に高まっている一方、再分配所得ベースでは緩やかな上昇にとどまっているといえる。当初所得の格差が拡大している原因としては、当初所得が公的年金の給付をはじめ社会保障制度や税制による所得再分配が行われる前のものであるため、人口の高齢化に伴って現役を引退する会社員が増加し、公的年金以外の収入がほとんどないか、あっても少ない高齢者が増加している要因が大きいと考えられる。他方、再分配所得の格差が緩やかな拡大で、2000 年代以降は概ね横ばいとなっている理由は、社会保障制度や税制による所得再分配がその機能を発揮しており、再分配所得ベースでみた所得格差の拡大を抑制しているため、と考えられる。

こうした社会保障制度と税制による所得再分配の効果については、「所得再分配調査」において社会保障制度と税制のそれぞれの効果が計算されている。2017 年調査では、再分配による改善度は 33.5%に及ぶが、そのうち社会保障による改善度は 30.1%、税による改善度は 4.8%となっている。2005 年調査では、再分配による改善度は 26.4%であり、そのうち社会保障による改善度は 24.0%、税による改善度は 3.2%である。2005 年から 2017 年までの間に、特に社会保障による改善度が大きくなっている[6]。

（2）厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づくジニ係数

所得格差を表すジニ係数として、「国民生活基礎調査」に基づいて算出されるジニ係数もある。OECD（経済協力開発機構）は先進国を中心に各国の所得分配を表す指標をまとめたデータベース（Income Distribution Database）を公開している。このデータベースに収録されている日本の所得格差を表すジニ係数などの計数は、「国民生活基礎調査」に基づき算出されている。

---

6 「所得再分配調査」では、1999 年調査以前の現物給付は医療のみであり、2002 年調査以降、医療、介護、保育を含むものとなっている。また、2002 年調査以前の社会保障による改善度の計算式は、2005 年調査以降の計算式と異なっている。このため、過去の計数との比較を行う場合に留意を要するが、1987 年調査では、再分配による改善度は 16.5%、そのうち社会保障による改善度は 12.0%、税による改善度は 4.2%となっており、この 1987 年調査から 2017 年調査までの 30 年間、税による改善度は総じていえば横ばい圏であり、社会保障による改善度が大幅に増大していることが読み取れる。なお、再分配、社会保障、税による改善度は、それぞれ別々に計算されており、社会保障による改善度と税による改善度を単純に合計した値は、再分配による改善度に厳密には一致しない。

このOECDのデータベースでは、「等価可処分所得」のジニ係数が収録されている。「等価可処分所得」とは、世帯ベースの可処分所得について世帯人員数で一定の調整を行ったものである。世帯ベースの可処分所得では、世帯人員数の相違によって世帯の経済力という面で意味合いが異なってくるため、世帯人員数で一定の調整を行う必要がある[7]。図表２は、「等価可処分所得」として、世帯の可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で割って算出したものを示している。ここで「可処分所得」は、所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付のうち現金給付を加えたものを指す。なお、「所得再分配調査」の「再分配所得」は上記（１）で述べたとおり、現金による社会保障給付のみならず現物の社会保障給付（医療、介護、保育）を含めた概念であり、「可処分所得」と「再分配所得」には大きな相違があることに留意する必要がある。

図表２が示すとおり、「国民生活基礎調査」に基づく「等価可処分所得」のジニ係数は、1980年代の半ばから1990年代にかけて上昇した後、2000年代以降は概ね横ばいで推移している。

（３）総務省「全国消費実態調査」に基づくジニ係数

所得格差を表すジニ係数には、「全国消費実態調査」に基づいて算出されているものもある。図表２は、「全国消費実態調査」に基づいて算出された「等価可処分所得」のジニ係数の推移も示している。「等価可処分所得」の定義としては、上述した「国民生活基礎調査」と同様に、所得から税、社会保険料を控除し、社会保障給付のうち現金給付のみを加えた世帯の可処分所得を、世帯人員数の平方根で除したものを用いている。

図表２のとおり、「全国消費実態調査」の等価可処分所得のジニ係数は1980年代の半ばから2000年代にかけて上昇し続けた後、2014年は横ばいとなった。「国民生活基礎調査」に基づくジニ係数の推移と比較すると、2000年代に入った以降で横ばいとなった時期は異なるものの、両者とも1980年代の半ばから1990年代にかけて上昇してきたという傾向は共通している。

しかしながら、両者の水準には相当程度の違いがある。「国民生活基礎調査」の2015年のジニ係数0.339に対し、「全国消費実態調査」の2014年のジニ係数が0.281となっており、約0.06ポイントもの差がある。後述するとおり、次項の相対的貧困率についても両調査から算出される計数に大きな差がある。その原因として考えられる理由については、次項の（２）でみる。

---

[7] 例えば、夫婦とその息子の３人世帯で、夫婦で1,000万円の収入があり、息子も200万円の収入があり、計1,200万円の所得がある世帯を考えてみる。もし息子が別居を開始し、1,000万円の収入がある夫婦２人世帯と200万円の収入がある息子の単身世帯の２つに分かれた場合、実質的な変化はないが、収入200万円という低所得の世帯が誕生し、所得格差が拡大したようにみえてしまう。このように世帯所得は世帯人員数の変化の影響を受けるため、世帯人員数で一定の調整をした等価概念での比較が一般に行われている。

２．２　相対的貧困率の推移

前項の「ジニ係数」は所得分布の全体に関して不平等度を評価する指標であるが、「相対的貧困率」は、所得分布の中で低所得層に焦点を当てるものであり、全世帯のうち貧困世帯が占める割合を表す指標である[8]。

（１）「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」に基づく相対的貧困率の推移

等価可処分所得の中央値の半額を貧困線とし、この貧困線を下回る世帯が占める割合（相対的貧困率）を「国民生活基礎調査」、「全国消費実態調査」のそれぞれに基づいて算出したものが図表３である。「国民生活基礎調査」に基づく相対的貧困率は、1980 年代の半ばから 2000 年代にかけて上昇し、2010 年代に入って概ね横ばいで推移している。「全国消費実態調査」に基づく相対的貧困率は、1999 年以降、2009 年まで上昇した後、2014 年に概ね横ばいとなった。両調査の相対的貧困率は、変化の方向性としては同じような動きをしている。

しかし、相対的貧困率の水準は、大きな違いがある。2015 年の「国民生活基礎調査」に基づく相対的貧困率が 15.7%である一方、2014 年の「全国消費実態調査」に基づく相対的貧困率は 9.9%となっている。この大きな差は、次項で述べるとおり、海外の主要国と国際比較をする際、日本の位置付けに大きな違いをもたらす原因となる。

（２）「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」に基づく指標の水準の違いについて

図表２のジニ係数も、図表３の相対的貧困率も、両調査とも変化の方向性は似ているが、それぞれの水準には大きな差がある。こうした差が生じる原因については、内閣府・総務省・厚生労働省（2015）が有識者からのヒアリングを含めた調査分析を行っている。それによると、有識者の見方として、いくつかの原因の可能性が挙げられている。原因の一つとして、「全国消費実態調査」は調査対象の世帯がやむをえない理由で調査できなかった場合、同じ調査単位区から別の世帯を抽出して調査を行っているのに対し、「国民生活基礎調査」では、こうした標本の代替は行っていないため、「全国消費実態調査」は中間所得層からの調査票の回収が増加している可能性が挙げられている。別の原因としては、両調査とも、都道府県が任命した調査員が調査対象世帯の記入した調査票を回収して行っているが、「国民生活基礎調査」では福祉事務所を通じて行っているため、低所得者が福祉の受給を維持できるような低所得で回答した可能性や、日頃から関わりのある福祉事務所からの調査依頼には協力したいと考え、福祉事務所を介さない「全国消費実態調査」に比べて低所得者の回答割合が大きくなった可能性も挙げられている。このため、両調査の相対的貧困率について、どちら

---

[8] 具体的には、「相対的貧困率」は次のとおり算出される。まず、等価可処分所得の中央値（所得額の順に並べた世帯の分布における 50%の位置にある世帯の等価可処分所得）を算出する。その中央値の一定割合（例えば等価可処分所得の中央値の半分の額）を「貧困線」と定義する。貧困線を下回る世帯人員数が全世帯人員数に占める割合が相対的貧困率である。

の水準が正しくてどちらの水準が正しくないとはいえず、両調査で変化の方向が同じであることを踏まえ、両調査をもとに貧困率の傾向をみることでよい、と結論付けている。

先述したOECD ”Income Distribution Database”では、日本のジニ係数、相対的貧困率について「国民生活基礎調査」に基づく計数が掲載されているが、注釈において「全国消費実態調査」ではジニ係数、相対的貧困率が低い値となっている旨の補足説明がなされている。

２．３　所得格差の国際比較

前項までは日本の所得格差をジニ係数、相対的貧困率の２つの指標でみてきたが、本項では、OECD ”Income Distribution Database ”に基づいて海外諸国の所得分配のジニ係数、相対的貧困率の推移を確認し、海外諸国との比較を通じた日本の特徴について考察する。

（１）所得分配のジニ係数の国際比較

OECD ”Income Distribution Database” を用いて2012年前後の日本と海外の主要国における等価可処分所得のジニ係数を比較したものが、図表４である。ここでの等価可処分所得は、世帯人員数の平方根で除したものを用いている。図表４によると、中国、インド、ブラジルといった新興国がジニ係数の最も高いグループとなっている一方、スウェーデンなど北欧諸国はジニ係数が最も低いグループとなっている。両グループの間では、アメリカが高く、フランス、ドイツなどは低い。日本の位置付けは、「国民生活基礎調査」に基づくジニ係数でみると、フランス、ドイツなどに比べて所得格差が大きいということになるが、「全国消費実態調査」に基づくジニ係数でみると、フランス、ドイツなどに比べて所得格差が低く、北欧諸国に次いで低い国ということになる。

次に、等価可処分所得のジニ係数の経年変化をみたものが、図表５である。OECD ”Income Distribution Database”では、本稿の執筆時点において、中国、インドなどの新興国は2011年のジニ係数しか収録されていない。このため、欧米の主要国と日本の推移だけとなっている。図表５が示すとおり、ジニ係数の長期的な上昇傾向は日本だけでなく、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどでみられる。ジニ係数の水準が低い北欧諸国でも、スウェーデンのジニ係数は上昇が続いている。

（２）相対的貧困率の国際比較

2012年前後の主要国の等価可処分所得に基づく相対的貧困率を比較したものが図表６である。中国、ブラジル、インド、アメリカといったジニ係数が高い国が相対的貧困率も高いという傾向がみられるが、スウェーデンはジニ係数がフランス、ドイツよりも低かった一方、相対的貧困率ではフランス、ドイツとほぼ肩を並べている。国によってジニ係数と相対的貧困率が表す所得格差の特徴の違いがみてとれる。

欧米主要国と日本の相対的貧困率の長期的な推移をみたのが、図表７である。日本と同様

にドイツ、スウェーデンなどは相対的貧困率が上昇傾向にあるが、ジニ係数が上昇傾向にあったアメリカ、カナダなどは相対的貧困率が概ね横ばい圏で推移していることが分かる。したがって、アメリカ、カナダなどのジニ係数が上昇している要因としては、相対的な低所得層の割合が高まっているというよりも、高所得層の一層の富裕化によって生じている可能性を示唆している。

（3）高所得者層の所得シェアの推移

図表８は、ピケティ（2014）で示されている、各国ごとの所得トップ１％の所得が国全体の総所得に占める割合である。つまり、それぞれの国が生み出した所得が国内で分配される際に高所得者への分配がどのくらい大きいかを示している。このデータは、パリ経済学校のトマ・ピケティ教授と共同研究者たちが各国の税務統計から推計したもので、1910 年から 2010 年までの長期の推移を明らかにしており、”World Inequality Database”として公開されている[9]。ここでの「所得」とは、課税前の所得である。

図表８が示すように、多くの国で第２次世界大戦前は所得トップ１％が総所得に占める割合が高かったが、第２次世界大戦を経て割合が急低下している。その後、1980 年代に入るまで横ばい、あるいは緩やかな低下を続けた後、アメリカ、イギリスなどではトップ１％の所得シェアが 1980 年代以降、反転して急速に上昇してきている。日本やフランスは、アメリカ、イギリスに比べて非常に緩やかではあるが、1980 年代から 2000 年代にかけて上昇してきている。高所得層の一層の富裕化は、アメリカ、イギリスが顕著で、日本も両国に比べると程度は小さいものの、徐々に生じてきていることが分かる。

２．４　所得格差の動向に関する先行研究

前項まで、日本の所得格差を表す統計データを概観し、1980 年代以降、再分配後の所得分布のジニ係数や相対的貧困率がやや上昇し、トップ１％の所得シェアも緩やかながら増大し、1980 年代に比べると所得格差が若干拡大した姿を確認した。こうした所得格差の拡大は、どのような要因によって生じているのであろうか。この要因に関する分析については、長年、経済学、社会学などを専門とする研究者が調査・研究を積み重ねてきた。日本の所得格差の拡大の要因として、最も大きな要因として挙げられているのは、人口動態が変化し、高齢化が進行していることの影響である。本項では、人口の高齢化が所得格差に与える影響や年齢階層別の所得分配に関する先行研究をみていく。

（1）高齢化が所得格差に与える影響

日本の所得分配の不平等度が 1980 年代以降、高まっている原因について、人口の高齢化

[9] “World Inequality Database”のリンク先は以下のとおり。
https://wid.world/ （2020 年 6 月にアクセス）

の影響を指摘した先駆的な研究として、大竹（1994）がある。人口の高齢化が所得格差を拡大させるメカニズムは、図表９が示すように日本における世帯主の年齢階層別の所得格差が年齢とともに上昇する傾向があることに起因する。人口高齢化に伴って、所得格差が大きい高齢者の割合が増加するため、仮に同じ年齢階層内の所得格差が不変であっても、社会全体の所得格差は拡大することになる。大竹・齋藤（1999）は「所得再分配調査」を用いた分析で、1980 年から 1992 年にかけての所得不平等度の上昇の２割～４割が人口高齢化の効果であることを示した。

最新の時点までのデータを用いた研究としては、Kitao and Yamada (2019) が 1984 年から 2014 年までの「全国消費実態調査」の調査票情報をもとに分析を行っている。この分析の一つが図表 10 であり、「全国消費実態調査」の調査票情報から算出した「総所得」（課税前の所得に社会保障の現金給付を加えたもの）のジニ係数の推移とともに、そこから人口の高齢化の効果を除く試算を行ったジニ係数の推移を示している。この試算は、実際には異時点間で変化している人口動態が一定、すなわち各年齢階層の人口が変化しなかったら、という反実仮想を行って計算をしたものである。このように人口の高齢化の効果を除去したジニ係数は振れを伴いながらも、概ね横ばい圏で推移していることが分かる。これは、日本における総所得のジニ係数の上昇は人口の高齢化による要因が大きいことを意味している。

（２）世帯主の年齢階層別の所得分配のジニ係数について

日本全体の所得格差を表すジニ係数の上昇は人口の高齢化の要因が大きいということであれば、日本全体ではなく世帯主の年齢階層別に分けて、それぞれの年齢階層内の所得格差を表すジニ係数をみたら、どのように変化しているのであろうか。この点について、最新までのデータを用いた研究としては、上述した Kitao and Yamada (2019) のほか、白波瀬（2018）がある。

まず、白波瀬（2018）は、「国民生活基礎調査」の調査票情報を用いて世帯主の年齢階層別に等価可処分所得（世帯の可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で除したもの）のジニ係数を算出しており、図 11 のとおりである。2016 年調査は 1986 年調査に比べて、20 代から 50 代までジニ係数が上昇している一方、70 歳以上についてはジニ係数が低下していることが分かる。Kitao and Yamada (2019) は、「全国消費実態調査」の調査票情報を用いて世帯主の年齢階層別に総所得（課税前）や労働所得の等価換算値[10]を算出しており、図表 12 のとおりである。同図表のパネル(a)をみると、1984 年から 2014 年にかけて、60 代以上は総所得のジニ係数が顕著に低下している一方、20 代から 40 代までについては、2004 年まで総所得のジニ係数が上昇した後、30 代については 2014 年に 1994 年の水準へと低下するなど振れを伴っているが、総じていえば、1984 年に比べると総所得のジニ係数が若干上昇していることが分かる。

[10] ここでの等価換算は、成人１人目を 1.0、成人２人目以降を 0.7、20 歳未満を 0.5 というウェートで調整する方法が用いられている。

（３）高齢者層のジニ係数の低下、若年・中年層のジニ係数の上昇の要因について

上述した高齢者層のジニ係数の低下をもたらした要因については、Kitao and Yamada (2019) が別途、総所得から公的年金収入を除いたものでジニ係数を算出し、当該ジニ係数は 2014 年の高齢者層の値が 1984 年の高齢者層の値と比べて逆に高くなっていることを示すことにより、公的年金の充実が主な要因であることを明らかにしている。

若年・中年層のジニ係数が上昇している要因については、非正規労働者が増加したことが影響している可能性が考えられる。図表 13 は、若年層・中年層の雇用のうち非正規雇用が占める割合を示しているが、35 歳～44 歳の男性の非正規雇用の比率は 1980 年代後半の 3%から 2015 年に 10%へ上昇してきた状況がわかる（図表 13 のパネル（a））。若年・中年層の非正規労働者の割合の上昇と所得格差の拡大の関係について、「国民生活基礎調査」や「全国消費実態調査」を使って実証的に分析した研究は、著者が調べた限りでは見当たらないが、大竹・小原（2010）は、年齢階層別の等価可処分所得や消費支出のジニ係数の推移などを踏まえ、「2000 年代に入ってからは、若年層を中心に所得格差が拡大し始めた。これは、若年層において非正社員が増加したことと対応している」[11]と述べている。また、白波瀬（2018）は、玄田（2001）や太田（2010）を踏まえ、若年層の経済格差は、失業率、非正規雇用、無業者の観点から拡大してきたことが指摘されてきた旨を述べている。非正規労働者の割合の上昇が若年・中年層の所得格差の拡大につながっている可能性が高いことが研究者の間で広く認識されていると思われる。しかし、石井・樋口（2015）は、非正規労働者の増加がむしろ世帯所得の格差を縮小させる可能性を指摘する。その理由として、非正規労働者はパートタイムで働く主婦やアルバイトをする学生などの割合が多いことから、世帯主以外の世帯員が世帯主の賃金収入を補う形になる面があるためである[12]。こうした中、非正規雇

---

[11] 大竹・小原（2010）の p.283 より引用。

[12] 石井・樋口（2015）は、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが実施している「日本家計パネルデータ」の 2011 年のデータを用いて、「正規労働世帯」（１人以上の正規労働者がおり、その他の世帯員も正規労働者か無業者である世帯）のジニ係数（0.271）に比べ、「正規労働世帯」と「混合世帯」（１人以上の非正規労働者と１人以上の正規労働者がいる世帯）を統合した世帯のジニ係数（0.266）が低いことから、非正規労働者が正規労働者と生計をなし家計補助的な役割を担っている場合に世帯所得の格差が僅かながら縮小することを示した。非正規労働者のうち 65%が世帯主ではなく、家計補助的な役割を担っていることを考慮すれば、非正規労働者の増加が世帯所得の所得格差の縮小に寄与する可能性があることを指摘している。

しかし、石井・樋口（2015）は、「正規労働世帯」、「混合世帯」、「非正規労働世帯」（１人以上の非正規労働者がおり、その他の世帯員も非正規労働者か無業者である世帯）を統合した世帯のジニ係数が 0.291 と大きく上昇していることも示しており、非正規労働者が世帯主か、無業者の世帯主と生計をなしている世帯を加えると、世帯所得の格差が大きくなっている。このジニ係数の上昇の大きさも勘案すると、非正規労働者の増加が日本全体の所得格差の拡大に寄与している可能性も考えられる。いずれにせよ、石井・樋口（2015）は、2011 年のデータのみであり、時系列分析をしているわけではないため、非正規労働者の増加が世帯所得の所得格差を縮小させていることを実証的に証明しているわけではない。

用の増大が世帯所得の格差を拡大させる経路と縮小させる経路のどちらの方が影響が強く、トータルでみると非正規雇用の増大が世帯所得の格差を拡大させているのかどうかについて定量的な分析を行っていくことは、今後の重要な研究課題である。

（4）世帯主の年齢階層別にみた労働所得と総所得のジニ係数や相対的貧困率の比較

図表 12 のパネル(b)は、若年・中年層における労働所得の等価換算値のジニ係数の上昇が同図表のパネル(a)の総所得の等価換算値のジニ係数の上昇よりも顕著になっていることを示している。また、図表 14 は、世帯主の年齢階層別に総所得と労働所得の等価換算値の相対的貧困率を示しているが、パネル(b)で労働所得ベースでみた相対的貧困率が 1984 年から 2014 年にかけて 35 歳から 50 歳までの年齢層で上昇している。しかし、同図表のパネル(a)は、総所得ベースでみた相対的貧困率が 1984 年から 2014 年にかけて世帯主の年齢が 35 歳から 50 歳までの世帯で概ね同じ水準となっていることを示している。

労働所得ベースのジニ係数や相対的貧困率の上昇は、非正規労働者の割合の上昇によってもたらされた可能性が高いと考えられるが、労働所得以外の所得が労働所得のジニ係数の上昇の一部を相殺し、相対的貧困率の上昇を抑制したことを示唆している。図表 9 から、「所得再分配調査」の「当初所得」と「再分配所得」について、35 歳から 50 歳までの年齢層においても「当初所得」よりも「再分配所得」のジニ係数が小さいこと、すなわち社会保障や税制による所得再分配機能が高齢者層のみならず若年・中年層の所得不平等度を低下させていることが分かる。「所得再分配調査」の社会保障給付は現金給付のみならず現物給付も含まれているのに対し、図表 12 や図表 14 の「全国消費実態調査」では社会保障給付は現金給付だけを対象としており、両者の相違に留意が必要であるが、図表 12 や図表 14 のそれぞれにおいてパネル(a)とパネル(b)を比較すると、社会保障給付が労働所得での不平等度の高まりを総所得ベースでは抑制している可能性が窺われる。

ところで、図表 12 のパネル（a）と図表 14 のパネル(a)を比較すると、若年・中年層において、総所得の等価換算値のジニ係数が 1984 年から 2015 年にかけてやや上昇しているのに対し、総所得の等価換算値の相対的貧困率が概ね横ばいであるというのは、どのように理解すればよいのであろうか。この現象を説明する仮説としては、高所得層の所得水準は横ばいである一方、低所得層、中所得層の所得水準が低下した場合、所得分布全体を評価するジニ係数は上昇するが、所得の中央値とその半分（貧困線）がともに低下することで、貧困線を下回る世帯が総世帯に占める割合（相対的貧困率）は横ばいとなる可能性が考えられる。Lise et al. (2014) は、総務省「家計調査」の調査票情報を用い、世帯主が 25～59 歳で世帯員が 2 人以上の世帯を対象として可処分所得の等価換算値[13]を算出しているが、1990 年代の半ばから 2000 年代にかけて高所得層の等価可処分所得が概ね横ばい圏で推移している

[13] ここでの等価換算は、成人 1 人目を 1.0、成人 2 人目以降を 0.7、20 歳未満を 0.5 というウェートで調整する方法が用いられている。可処分所得は、物価変動を調整した実質値が用いられている。

一方、中央値の世帯の等価可処分所得は緩やかな減少傾向にあり、低所得層の等価可処分所得は中央値の世帯よりも大きく減少している。このように Lise et al. (2014) は、日本で低所得層、中所得層がともに所得水準が低下したことを明らかにしたものの、相対的貧困率は計算しておらず、相対的貧困率との関係について、はっきりとしたことは分からない。しかし、低所得層、中所得層がともに所得水準が低下したため、相対的貧困率が不変となるという仮説が成り立つ可能性を否定しない分析結果である。

（5）成人未婚者の世帯構造の変化

これまで若年・中年層における非正規雇用者の割合の上昇が若年・中年層が世帯主である世帯の所得格差を拡大させている可能性をみてきたが、若年・中年層の非正規雇用者は収入が低いため、一人暮らしではなく、親と同居をすることで住居費などを節約し、生活費を補っている可能性がある。この場合、若年・中年層の非正規雇用者は、若年・中年層の世帯主になっておらず、高齢者である親が世帯主の世帯に属しているため、図表 11、図表 12、図表 14 に示されている若年・中年層が世帯主である世帯のデータの中に含まれていない。

白波瀬（2018）は、「国民生活基礎調査」に基づいて、35 歳から 49 歳の成人未婚者が一人暮らしではなく、親との同居を選択するケースが増加していることを示し、男性の成人未婚者については、非正規雇用、失業によって収入が目減りし、それを親との同居による経済的恩恵で補う傾向が高まっている可能性を指摘した。図表 15 で示されるとおり、若年（18～34 歳）の未婚者が一人暮らしをしている割合や、両親と同居している割合は 1986 年調査と 2016 年調査で概ね横ばいとなっている。しかし、壮年（35～49 歳）の未婚者は 1986 年調査では 37.5%が一人暮らしをし、16.2%が両親と同居していたが、2016 年調査では一人暮らしの割合が大きく低下し、両親との同居の割合が 43.6%へ急上昇している。一人親との同居も含めると、男女ともに親と同居する割合が 7 割に及ぶ。親と同居する成人未婚者の就業形態が正規社員なのか、非正規社員なのかについて、白波瀬（2018）では示されていない。しかし、総務省「就業構造基本調査」によると、2017 年における 35 歳～49 歳の男性について、正規の職員・従業員のうち未婚者の割合は 23%であるのに対し、非正規の職員・従業員のうち未婚者の割合は 64%と高い[14]。未婚の非正規社員で親と同居しているケースが相当の数あると考えられる。そして、将来、両親が亡くなったとき、自らが低所得の単身世帯の世帯主となって「全国消費実態調査」や「国民生活基礎調査」に登場するようになり、所得格差が顕在化する可能性が考えられる。

このため、世帯を調査対象とする両調査では捉えきれない、親と同居する非正規雇用者の存在に留意し、今後とも、こうした層がどのように状況にあるのか、世帯ベースでみた所得

[14] 総務省「就業構造基本調査」によると、2017 年における 35～49 歳の男性のうち、正規の職員・従業員が 9 割、非正規の職員従業員が 1 割であるが、非正規の職員・従業員の未婚率が正規の職員・従業員よりも大幅に高いため、男性の未婚者のうち正規の職員・従業員が 77%、非正規の職員・従業員が 22%を占めている。

格差にどのような影響を与えていくのか、について注視していくことが必要である。

２．５　欧米主要国での人口の高齢化と所得格差の関係

前項では、先行研究のサーベイを行い、日本全体の所得格差の拡大の要因としては人口の高齢化の影響が大きいことや、世帯主の年齢階層内での所得格差に着目すると、若年・中年層の所得格差が拡大する動きがみられることを確認した。このうち前者の、人口の高齢化が所得格差に与える影響は、日本と同様に高齢化が進む欧米の主要国にも当てはまるのであろうか。

アメリカの所得格差の拡大については、Blank (2011) や Levy and Murnane (1992) が人口の高齢化の影響が大きな要因ではないことを示している。Blank (2011) は、1979 年から 2007 年にかけての所得分布のジニ係数の上昇のうち人口動態の変化の影響は 15%程度と推計している。イギリスの所得格差の拡大については、Jenkins (1995) が 1971 年から 1986 年にかけて人口動態の変化が所得格差に与えた影響はごくわずかであるとしている。

日本と異なり、アメリカやイギリスでは人口の高齢化が所得格差の拡大に与える影響が小さい理由として、日本では図表 9 でみたとおり、年齢が高くなるのに従って年齢階層内の所得格差が大きくなる傾向があるのに対し、アメリカやイギリスでは年齢が高くなっても年齢階層内のジニ係数は概ね横ばい圏にあることが挙げられる。白波瀬（2009）は、ルクセンブルグ所得研究（LIS）[15]のデータベースを用いて、アメリカ、イギリスのみならず、ドイツ、スウェーデンなどにおける世帯主の年齢階層別の等価可処分所得のジニ係数を示し、これらの国では総じて言えば、ジニ係数がほとんどの年齢階層で概ね同じ水準となっていることを明らかにしている。フランスは世帯主の年齢が上昇するのに伴ってジニ係数が上昇する傾向がみられるが、日本に比べると緩やかな形となっている。

日本で年齢とともに所得格差が大きくなる要因は、年齢とともに賃金格差が大きくなる傾向を反映しているためである。日本の賃金格差について、大竹（2005）によると、若年層よりも中高年層の方で、企業規模間（大企業と中小企業の間）の賃金格差、産業間の賃金格差が大きい。

先にみたとおり欧米主要国でも所得格差の拡大傾向は観察される現象であるが、日本は年齢階層ごとの所得格差の構造がアメリカ、イギリス、ドイツとは異なるがゆえに、所得格差の拡大も人口の高齢化による影響が大きく、日本の大きな特徴となっている。

さて、前項と本項では、日本の所得格差の動向について、人口の高齢化との関係や非正規雇用の増大との関係などをみてきた。しかし、所得格差の動向を分析する上での視角として

---

[15] Luxembourg Income Study (LIS) は、国際比較が可能なように調整されたミクロデータベースである。リンク先は以下のとおり。
https://www.lisdatacenter.org/（2020 年 5 月にアクセス）

は、人口の高齢化や非正規雇用の増大との関係のみならず、シングルマザーや子どもの貧困、ひとり暮らしの高齢者の貧困など、他にも多くの問題がある。本稿ではカバーしきれないが、こうした論点について分析している他の優れた研究を御参照いただきたい。例えば、白波瀬（2009）は、所得格差と女性の労働参加との関係、子どものいる世帯の経済格差、ひとり暮らしの高齢者の貧困などの論点について国際比較を行いながら分析している。

２．６　所得格差に対する国民の意識

前項までは世帯の所得を調査している統計をもとに所得格差の実態をみてきたが、本項では、所得格差について国民はどのように捉えているのかについて、国民に対する意識調査の結果をみていく。まず、代表的な ISSP の国際比較調査について確認した後、別の２つの意識調査も参照する。

（１）ISSP の国際比較調査

図表 16 と図表 17 は、世界各国の調査機関が協力して国際比較調査を行うグループの一つである ISSP（International Social Survey Programme）が「社会的不平等」に関して実施した 2009 年調査の結果を示している [16]。図表 16 は、「自国の所得の格差は大きすぎる」という意見についてどのように思うか聞いた結果であるが、日本の回答は「そう思う」が 43%、「どちらかといえば、そう思う」が 35%で、両者を合計した「大きすぎる」という回答割合は 78%にのぼっている。1999 年調査の「大きすぎる」の回答割合は 69%であり、10 年前に比べて上昇している。

日本以外の主要国として、フランスやドイツは、所得格差が「大きすぎる」という回答割合が 2009 年調査で９割前後であり、日本より高い。イギリスは当該回答の割合が８割弱で、日本と同程度である。アメリカは、当該回答の割合が６割強であり、過半数が「大きすぎる」と考えているものの、日本の割合を大きく下回っている。所得分布のジニ係数や相対的貧困率のデータではアメリカは日本よりも不平等度が高いことを勘案すると、意識調査の結果と所得格差の実態は必ずしも連動していない。

ISSP は、2019 年調査で再び「社会的不平等」に関する意識調査をしているが、各国の調査データは現時点（2020 年 6 月時点）では公開されていない。しかし、日本の調査結果については、小林（2020）が先行して明らかにしている。ただし、図表 16 で示した 2009 年調査の結果とは調査対象や集計方法が異なっており [17]、留意が必要である。この小林（2020）

---

16 ISSP について、日本からは NHK 放送文化研究所が参画している。小林（2020）によると、日本の調査有効数は 2009 年調査が 1,296 人、2019 年調査が 1,476 人である。ISSP の詳細は以下のリンク先を参照。
http://www.issp.org/menu-top/home/　（2020 年 6 月にアクセス）

17 日本における調査対象について、1999 年調査や 2009 年調査は 16 歳以上としているが、2019 年調査は 18 歳以上としている。図表 16 および（後述する）図表 17 は、16 歳

によると、2019 年 11 月に実施した日本の調査結果は、「日本の所得の格差は大きすぎる」という意見に対して「そう思う」が 34%、「どちらかといえば、そう思う」が 35%で、両者を合計した「大きすぎる」という回答割合が 69%となっている。あわせて、1999 年調査と 2009 年調査の結果について 2019 年調査と比較可能となるように再集計した結果も示しており、日本の所得格差が「大きすぎる」との回答は 1999 年調査が 64%、2009 年調査が 74%であり、2019 年調査の 69%は両者の中間となっている。以上をまとめると、過去 30 年間に 3 回行われた調査の結果は、調査時点ごとに変化するものの、日本の所得格差について「大きすぎる」という回答が 6 ～ 8 割で、多数を占めていることを示している。

図表 17 は、「所得の格差を縮めるのは、政府の責任である」という意見についてどのように思うかを聴いた 2009 年調査の各国の結果である。日本は「そう思う」が 25%、「どちらかといえば、そう思う」が 29%となっており、両者の合計で 54%であり、過半数を占めている[18]。この合計は、フランスが 77%、ドイツが 65%、イギリスが 61%であり、日本よりも高い。アメリカは 33%と、調査国の中で最も低い水準となっている。

（2）その他の意識調査

森川（2008）は、2006 年に日本国民に対して所得格差の意識を聴いたアンケート調査の結果を示している。まず、現状の所得格差の評価について、「現状より格差は小さい方がよい」という回答割合が 66.2%であり、「現状程度がよい」が 30.1%である。上述した ISSP における調査は、質問の仕方などが違うものの、日本の所得格差が「大きすぎる」という回答割合が 6 ～ 8 割であり、概ね同様の結果であるといえよう。また、この 2006 年の意識調査によると、ある程度の所得の成長を前提とすれば、所得格差の縮小のために自分の所得の伸びを一定程度犠牲にしてもよい、という回答が 7 割を占め、犠牲は受け入れられない、という回答の 3 割を上回っている。

樋口ほか（2016）は、各国で 1981 年以来、社会科学者による国際プログラムとして実施されてきている”World Value Survey”（世界価値観調査）の 2010～2014 年の調査結果[19]に基づき、「所得格差はインセンティブを生む」と考えている人は、アメリカで 50%を超えて

以上で集計した結果である。また、図表 16 および図表 17 は、「わからない」、「無回答」を除いて集計している。小林（2020）はこれらを除かずに集計しているため、計数が若干異なるが、集計結果の含意に大きな相違はない。

[18] 小林（2020）によると、2019 年調査における「所得の格差を縮めるのは、政府の責任である」という意見に対する日本の結果は、「そう思う」が 24%、「どちらかといえば、そう思う」が 28%、両者の合計が 52%となっている。2019 年調査に合わせるために再集計した結果によると、1999 年調査が 48%、2009 年調査が 51%である。過去 3 回とも概ね半分程度を占める結果となっており、「そうは思わない」、「どちらかといえば、そうは思わない」という回答の合計（2 割弱）を上回っている。

[19] ” World Value Survey”の 2010～2014 年の調査について、日本の調査は 2010 年に実施されている（http://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp　2020 年 6 月にアクセス）。

高いのに対し、日本は 30%強となっており、スウェーデンなどと同様に低いことなどを紹介している。その上で、日本について、所得格差の拡大が必ずしも人びとのインセンティブを高めることにはつながらず、むしろ政府の再分配政策により所得格差は縮小されるべきだと考える人が多い、としている。

以上でみてきた ISSP、2006 年の日本国民の意識調査、World Value Survey の３つの調査は、概ね同じ傾向の結果を示しており、一言でまとめると、日本人は所得格差の現状を大きすぎると考え、縮小すべきと考えている人が安定的な多数派を形成しているといえよう。

２．７　本節のまとめ

これまで日本の所得格差の動向についてみてきた内容をまとめる。日本は再分配後の所得分布のジニ係数が 1980 年代以降、若干高まり、2000 年代以降は概ね横ばいとなっている。相対的貧困率は、アメリカ、イギリスが 1990 年以降、おおむね横ばいであるのに対し、日本では高まってきている。一方、高所得者の富裕化は、アメリカ、イギリスに比べれば程度は小さいが、日本でも緩やかに進行している。

再分配後の所得分布のジニ係数が 1980 年代に比べて若干高まった要因として、人口の高齢化の影響が大きい。日本の所得格差の拡大は、社会保障・税制による所得再分配が機能しているため抑制されている。世帯主の年齢階層別にみると、1980 年代以降、高齢者層の所得格差の縮小がみられる一方、若年・中年層の所得格差の拡大の動きがみられる。また、若年・中年層の未婚者が両親と同居する割合が急速に上昇しており、若年・中年層の非正規雇用者が親との同居で生活費を補っている可能性がある。将来、同居している両親が亡くなったとき、非正規雇用者が世帯主として「国民生活基礎調査」などの世帯所得に関する統計調査に表れるようになり、所得格差が顕在化する可能性がある。

所得格差に対する意識調査の結果として、日本人は所得格差が大きすぎると考えている割合が６～８割、所得格差の縮小は政府の責任と考えている割合が５割程度となっている。この割合はドイツ人やフランス人よりも低いものの、日本人の大半が所得格差の現状に対して問題意識を有している。

以上の所得格差の動向や意識調査の結果を踏まえ、次節では、日本の所得格差への政策対応のあり方について考察する。

３．日本の所得格差の動向を踏まえた政策対応のあり方について

前節でみた日本の所得格差の動向を踏まえ、政策対応としては何をすべきであろうか。Atkinson（2015）は、主としてイギリスでの所得分配の不平等度の高まりを念頭に置いて、社会保障・税制による所得再分配機能を強化するだけでは所得格差を十分に縮小させることができず、再分配前に市場で決まる所得についても不平等度の縮小に取り組む必要性を指摘する。本節でも同様に、所得再分配のあり方と、再分配前の所得格差への政策対応のあり方の２つに分けて考察する。以下の第３．１項で社会保障・税制による所得再分配について検討し、第３．２項で再分配の前に市場で決まる所得の格差にどのように対応すべきか、について検討する。

３．１　社会保障・税制による所得再分配について

本項では、日本の所得格差の動向を踏まえ、社会保障・税制による所得再分配のあり方について考察する。

前節でみたとおり、日本全体の所得格差の動向として、再分配前の市場で決まる所得は格差が急速に拡大しているが、再分配後の所得分布のジニ係数は1980年代に比べると若干高まったものの、2000年代に入った以降は概ね横ばいで推移している（図表１、図表２）。社会保障と税制による所得再分配が機能し、所得格差の拡大を抑制してきた。そして、1980年代以降の日本の所得格差の拡大の要因としては、人口の高齢化の影響が大きいことも確認した（前節の第２．４項（１））。日本は世帯主の年齢が高い階層ほど所得格差が大きい構造にあることから、人口の高齢化によって世帯主が高齢の世帯が増加し、日本全体の所得格差を拡大させる効果が大きくなる。このように日本全体でみれば所得格差の拡大の要因は人口の高齢化の影響が大きく、再分配後の所得格差が2000年代に入った以降は概ね横ばい圏となっているという側面をみれば、直ちに所得税の累進性を高めることなどによって所得再分配を量的に強化することが必要であるとは言えない。

しかしながら、日本の所得格差の動向を世帯主の年齢階層別に切り分けてみると、高齢者層の世代内の所得格差は1980年代から現在にかけて縮小している一方、若年・中年層の世代内の所得格差が拡大する動きがみられる（前節の第２．４項（２）～（４））。加えて、35～49歳の未婚者が高齢の親と同居する割合が高まっており、その未婚者のうち非正規雇用などで所得が少ない人びとが高齢の親が世帯主である世帯に身を寄せている可能性がある。そして、将来、これらの人びとが親の死去に伴って世帯主となることで、世帯所得を調査対象とする統計調査において所得格差の拡大が顕在化する可能性がある（前節の第２．４項（５））。こうした側面も勘案すれば、今後、若年・中年層の所得格差が拡大する動きをしっかりと注視し、将来、所得格差が一層拡大する可能性も見据えて、所得再分配のあり方を検

討していく必要がある。

先ほど所得再分配の強化について述べた際、所得税の累進性の強化を例示した。Atkinson（2015）は、1980 年代以降、アメリカやイギリスで累進的な所得税の見直しが行われ、その累進性が緩和されたことが所得格差が拡大することとなった大きな要因であると指摘する。そして、主にイギリスを念頭において所得税の累進性の再強化を提言する。

しかし、一般に、所得税の累進性の強化をはじめとする所得再分配の強化は、個人が努力して所得を稼ぐ経済的なインセンティブを弱め、資源配分の効率性や経済成長を低下させるのではないか、という懸念がもたれている。こうした所得再分配と経済成長との関係については、多くの先行研究が行われており、所得再分配のあり方を議論するのに当たって前提となる重要な知見を提供している。次の（１）で、先行研究の知見を概観する。

（１）所得再分配と経済成長との関係について

所得再分配と経済成長との関係を考察するのに当たり、そもそも所得格差の拡大は経済成長にどのような影響を与えるのか、についても多くの理論的な研究や実証分析が行われており、これも合わせてみていく。

理論的な研究については、先行研究の収集・整理をした Cingano（2014）によると、所得格差の拡大が経済成長に与える影響について、マイナスとする研究も、プラスとする研究もある。所得格差の拡大が経済成長にマイナスの影響を与える経路としては、金融市場の不完全性から低所得世帯は借り入れ制約に直面しているため、低所得世帯では子どもへの十分な教育投資が行われず、経済成長が低くなることなどが挙げられている。他方、所得格差の拡大が経済成長にプラスの影響を与える経路としては、所得格差の拡大が個人にとって働くインセンティブを高め、リスクをとって投資をすることによる効果などが挙げられている。

実証研究については、Cingano（2014）が 17 の先行研究を整理した結果を示しており、所得格差が経済成長に与える影響がプラスという研究、マイナスという研究、影響が認められないという研究が混在している。その上で、Cingano（2014）は、前節でも登場した OECD “Income Distribution Database”がより質の高いデータベースとなってきていることから、これを利用して推計を行った結果、所得格差の拡大が経済成長に与える影響はマイナスであり、所得再分配の強化は経済成長にマイナスの影響は与えていないことを示している。加えて、所得格差の拡大が経済成長にマイナスの影響を及ぼす経路として、所得格差の拡大が低所得層における教育などの投資機会を減少させることを示唆する推定結果も示している。Ostry et al.（2014）も、IMF のデータを用いて推計を行った結果、所得再分配の規模が非常に大きいという場合でなければ、所得再分配が経済成長に対してマイナスの影響を与えているとは言えないことを示している。ただし、これらの実証分析の結果は、幅をもって解釈する必要がある。Ostry et al.（2014）や Atkinson（2015）が指摘するとおり、データの

質の問題に加え、推計モデルの構築において変数やその相互関係をどのように定式化するかについて経済学者の間で意見の一致はなく、推計モデルの構築の仕方によって推計結果が異なりうるためである。Atkinson（2015）は、不平等と効率性の間に確実な負の相関はない、と総括している。

以上を踏まえると、所得再分配の強化の観点から社会保障や税制の個別具体的な制度変更を検討するのにあたっては、それらが資源配分の効率性や経済成長に与える影響について個別に検討し、見極めていくしかない。仮に資源配分の効率性や経済成長にマイナスの影響を与えるという意味でコストが発生する可能性がある場合は、所得再分配の強化により所得格差を縮小させることのメリットと比較した上で、制度変更の是非を議論し、判断をしていくことが必要となろう。

前節の第２．６項で言及したとおり、森川（2008）によれば、日本国民の意識調査の結果は、ある程度の所得の成長を前提とすれば、所得格差の縮小のために自分の所得の伸びを一定程度犠牲にしてもよいという人が７割にのぼっている。経済成長がある程度は低下しても、所得再分配を強化することを多くの人が望んでいるわけであるが、そこまでして所得格差を縮小することによって得られる価値とは、具体的に何なのであろうか。その価値の一つとして、国民の間で「所得分配の公平感」が高まることがあると考えられるが、それはどのような価値判断なのであろうか。

この点について考察を進めていく前に、「所得分配の公平感」に関して、もう少し具体的に税制の場合で考え、「租税負担の公平性」という概念について検討してみたい。所得再分配の機能を担う基幹的な制度の一つが累進的な所得税であるが、後述するとおり、「租税負担の公平性」に基づくものとされる。しかし、そもそも、所得水準が高い人ほど多くの税負担を求めることを正当化する根拠は何であろうか。個人が努力して能力を高め、ビジネスなどで成功している者から国家が強制的に、より多くの富を没収することは、国家による差別的な取り扱いであり、むしろ不公平という見方もあろう。「所得分配の公平感」に関連して、次の（２）で「租税負担の公平性」について考察する。

（２）租税負担の公平性と累進的所得税について

「租税負担の公平性」には、「水平的公平性」と「垂直的公平性」の２つがあるとされる。「水平的公平性」は経済力が同等な人々は等しく負担すべき、という考え方である。例えば、消費税は同等の消費水準の人には同等の負担を求めるものであり、この点で水平的公平性に沿った税である。他方、「垂直的公平性」は、より大きな経済力を有する人はより大きな負担をすべき、という考え方である。例えば、累進的な所得税は高い所得水準である人ほど多くの税負担を求めるものであり、この点で垂直的公平性に沿った税である。

基本的には、政府は、国防、警察、裁判所などの公共サービスを国民に対して公平に提供しており、公共サービスの提供に必要な財源についても国民が公平に負担することで成り立っている。５億円の所得がある人も、500 万円の所得がある人も、少なくとも国防、警察

などの公共財は公平に享受しているはずである。したがって、所得税も累進的ではなく、一律の税率で公平に負担するという考え方がありうる。ピケティ（2014）は累進的な資産課税を提案しており、これは所得税ではないが、累進的な資産課税を導入すべき根拠の一つとして、多額の資産を保有する富裕層は、その分だけ、私的所有権を保護する制度の恩恵を受けている、という点を挙げている。しかし、一律税率だとしても、例えば仮に 20%のフラット税率だとして、5億円の資産がある人の税負担は1億円、500 万円の資産がある人の税負担は100万円となり、多額の資産を保有する人の方が多くの税金を負担することになる。したがって、私的所有権の保護による恩恵の差異で垂直的公平性を正当化することは必ずしも説得的ではないと考える。

ピケティ（2014）は、国際的な税率の引き下げ競争によって累進的な所得税が深刻に脅かされている状況にあるとした上で、累進的な所得税が導入された歴史を振り返り、第一次世界大戦と第二次世界大戦に伴い、戦費などの財政需要の急増に充てるために所得税の増税が必要になったための産物であることを指摘している。そして、「その場しのぎが必要な混沌とした環境で採用されたものであり、それもあってその各種の狙いは十分に考え抜かれていないし、そのせいで今日批判を受けるようになっている」[20]と述べている。

こうした租税負担の公平性も含め、所得再分配によって得られる価値を改めて問い直し、原理に遡って考察することは、所得再分配のあり方を議論していく上でますます重要になっていると考える。

（3）「分配の正義」を巡る政治哲学思想

所得再分配によって得られる価値について考えていく際、古代ギリシャの時代から政治哲学などの領域で議論されてきた「分配の正義」（Distributive Justice）を巡る様々な思想が重要な示唆を与えてくれる。「分配の正義」は、所得再分配だけを扱うものではないが、Atkinson（2015）も、ピケティ（2014）も、橘木（1998）も、所得再分配を論じる中で「分配の正義」に関する重要な政治哲学思想の一つである、ジョン・ロールズの「正義論」に言及している。もっとも、彼らは「正義論」のポイントにごく簡潔に言及するのにとどまっている。「正義論」の公刊後、リバタリアニズムやコミュニタリアニズムの立場をとる政治哲学者がロールズの「正義論」を批判し、政治哲学上の議論が深められてきたのであるが、それらには触れられていない。

所得再分配に関して議論をしていく上で、ジョン・ロールズのリベラリズム、ロバート・ノージックのリバタリアニズム、マイケル・サンデルのコミュニタリアニズムは特に重要な視点を提供してくれる政治哲学思想であると考える。以下では、本稿の目的に最低限必要な範囲内で、この3人の政治哲学思想の要点を概観する[21]。

---

[20] ピケティ（2014）の p.519 より引用

[21] ここで概観するロールズ、ノージック、サンデルの政治哲学思想の内容については、神島（2018）、中山（2011）、サンデル（2011）が3人の思想の特徴を簡潔にまとめてお

①ジョン・ロールズのリベラリズム（自由主義）

ジョン・ロールズ（John Rawls）は、法制度、政治制度、所有制度、家族制度などの社会的諸制度が正義にかなったものとなるための原理がどのようなものであるか、について考察し、明らかにしようとした。そのための方法として、人々が社会の基本的なルールを決めるために集まっているという仮想的な状況を想定する。そして、集まっている人々は「無知のヴェール」に覆われており、ルールを決めようとしている社会における自分の状態、例えば性別、能力、家柄、資産などがどのような状態になるのか、について知らない「原初状態」にあると想定する。この「原初状態」にある人々が様々なルールの選択肢の中から選択し、合意するのが、以下の「正義の二原理」とされるものである。

「第一原理

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといっても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由の同様〔に広範〕な体系と両立可能なものでなければならない。

第二原理

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

(a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。

(b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔ものだけに不平等がとどまる〕ように」[22]

この「第一原理」は、基本的諸自由（政治的な自由、思想の自由、個人的財産を保有する権利など）が平等であることを要求している。自由といっても無制限なものではなく、異なる種類の自由が相互に衝突しうることから、ある自由は他の自由のために必要最小限の制限を受ける。こうした制限の下で諸自由がバランスを保っている状態が「最も広範な全システム」である。一人ひとりがこのシステムへの対等な権利を有していなければならない。

「第二原理」の（a）は「格差原理」と呼ばれているもので、最も不遇な人びとの最大の便益に資さない社会的・経済的不平等は認められないことを意味する。所得格差の文脈でいえば、単に所得格差を最小化するということではなく、所得格差が人びとに働くインセンティブをもたらし、それによって高い経済成長率が実現され、経済成長の果実が分配されるなどといった理由から最も不遇な人々にとって最も便益が大きい状態がもたらされるのであれば、その所得格差は認められる、というふうに解釈できると思われる。

り、これらの文献に大いに負っている。

[22] ロールズ（2010）の pp.402-403 より引用。

「第二原理」の（b）は「公正な機会均等の原理」と呼ばれているもので、職務や地位について性別や家柄などによって差別されることなく、全ての人がそれら職務や地位につく機会が与えられている場合に限り、これらに付帯する社会的・経済的不平等が認められることを意味する。

人びとが原初状態から出発し、正義の二原理に合意する、という社会契約のプロセスについて、ロールズは、自らの利益を最大化するよう行動するという意味で合理的な人びとがどのような社会の基本的なルールを選択するか、という「合理的選択理論」の枠組みに基づき、「マクシミン原理」（maximin principle）という考え方を用いて説明する。マクシミンとは、選択した結果として生じる最悪の状態（ミニマム）を最大化する、ということを意味する。合理的な人びとが「無知のヴェール」に覆われ、自分の性別、能力、資産などが分からない状態で社会の基本的なルールを選択しなければならない場合、自分が最悪の状態となる場合でも、できるだけましな状態となるルールを選択する。その結果、「正義の二原理」が選択されるという[23]。

②ロバート・ノージックのリバタリアニズム（完全自由主義、自由至上主義）

ロバート・ノージック（Robert Nozick）は、ロールズの正義論を批判し、社会保障制度や税制による所得再分配を不正とする「リバタリアニズム」の論陣を張った。Nozick (1974)の中で、以下の「自己所有権の原理」を主張する。

「誰かの労働の結果を没収することは、彼から時間を没収し、彼に指示して様々の活動を行わせることと同等である。もし人々があなたを強制して、一定時間特定の仕事または報酬ぬきの仕事をさせるなら、彼らは、あなたが何をすべきかと、あなたの仕事が何の目的に奉仕すべきかとを、あなたの決定と別に決定することになる。」[24]

こうした認識のもと、ノージックは国家の機能について暴力、窃盗などを防止し、契約の執行を保護することに限定する「最小国家」を提唱する。それ以外のことを行う「拡張国家」は、諸個人の権利を侵害するものとして否定する。ロールズの格差原理についても、貧困層の福祉が重視されるため、才能に恵まれた人びとの利益が軽視されることなどから批判する。

---

[23] 神島（2018）によると、「格差原理」については、当事者全員が極度の悲観主義者でない限り、マキシミン原理が必ず採用されるとは言えないなどの指摘が経済学者からなされた。ロールズは Rawls (1985)において正義の原理を合理的選択理論の一部として叙述したことは誤りであったと述べた。しかし、本節の第３．１項の（６）で述べるとおり、亀田（2017）・Kameda et al.（2016）は、現金の分配に関する行動実験を行い、現金の分配方法についての選択結果は実験参加者の間で一致しないものの、実験参加者が選択を行う直前に現金の最低額をチェックすることが最も多いという共通性がみられることを明らかにし、ロールズが想定する「最不遇への関心」が少なくとも注意や思考のレベルで生じていることを指摘している。

[24] Nozick (1974)からの当該引用箇所の和訳は、神島（2018）p.98 より引用した。

③マイケル・サンデルのコミュニタリアニズム（共同体主義）

マイケル・サンデル（Michael Sandel）は、「無知のヴェール」に覆われた原初状態の人びとが社会の基本的ルールの選択を行うというロールズの想定を批判し、そうした原初状態の人びとを「負荷なき自我」と呼んだ。実際の自我は「負荷なき自我」ではなく、特定の共同体のなかでアイデンティティを形成し、特定の文脈のなかで自分が何者であるかを解釈する「位置付けられた自我」であるという。

また、サンデルはノージックの「自己所有権の原理」についても、この原理の適用を推し進めていけば臓器売買や合意による食人も許容しなければ矛盾することになると指摘し、批判する。さらに、自己所有権の原理は、人間は自由な存在という人間観に沿ったものであるが、このような人間観はロールズの想定と同じく「負荷なき自我」にすぎない。「負荷なき自我」の概念では、他者との約束を守るべきであるといった責任の存在は説明できるが、家族や同胞が互いに負う特別な責任やコミュニティにみられる連帯の要求は説明できないとする。

現実の自我である「位置付けられた自我」は価値観が多様である。道徳や宗教に関して様々な信念が存在する社会において、信念間の不一致は不可避であり、政治の役割は信念間の衝突を回避すべく対話を促すことである。このため、「正義にかなう社会を達成するためには、善き生の意味をわれわれがともに考え、避けられない不一致を受け入れられる公共の文化をつくりださなければならない」[25]と主張する。

こうした認識に基づき、サンデルは「共通善に基づく政治」を提唱する。「共通善」とは「みんなにとって善いこと」である。具体的には以下の４つのテーマを挙げる。

(a) 市民が連帯と相互責任の意識を育てるための実践的な公民教育、青年による社会奉仕活動を促進すること
(b) 出産、教育、移民の受け入れなど重要な社会的慣行へ自由な市場取引が拡大することに関する道徳的な限界を議論すること
(c) 連帯とコミュニティ意識の育成に必要な市民生活の基盤（学校、図書館など）を再構築すること
(d) 政治が道徳的・宗教的な論争に巻き込まれるのを回避するのではなく、耳を傾け、学びながら討議し、公的に関与していくこと

以上の４つのテーマのうち、所得格差に特に関係するものが（c）である。サンデルは、貧富の格差の拡大を懸念する理由として、民主的な市民生活が必要とする連帯が貧富の格差の拡大に伴って損なわれることを挙げる。例えば、富裕な家庭は子どもが私立学校に行くようになり、残された公立学校には、ほかに選択肢がない家庭の子どもが通うことになる。また、富裕層は２台目、３台目の自家用車を購入できるので、公共交通に頼らなくなる。このため、公立学校、公共交通といった公共の施設・サービスが、多種多様な職業の市民が出

[25] サンデル（2011）p.407 より引用。

会う場所ではなくなってしまう。そして、公共の施設・サービスを利用しなくなった富裕層は、自分たちの税金で公共の施設・サービスを支えるメリットを感じなくなり、ひいては公共の施設・サービスへの財政支出を抑制しようとし、その質の低下を招きかねない。公共の領域の空洞化により、連帯とコミュニティ意識を育てるのが難しくなってしまう。

このため、サンデルは、富裕層への課税により財源を調達して公共の施設・サービスを再建し、富裕層も貧困層も利用したがるものとしていくことで、市民生活を共有する共通の場を再構築していくことを提案する。

（4）所得再分配で得られる価値に関する考察

上記（3）で3人の政治哲学思想について、所得再分配への含意がある箇所に焦点を絞って、その要点を概観してきたが、これらを踏まえて、本項の（1）や（2）で論点として挙げた、所得再分配によって得られる価値について、どのように考えることができるのであろうか。

ロールズの「格差原理」は、最も不遇な人びとにとって最も便益が大きい状態となる基本的ルールに人びとが合意するという社会契約に基づくものであり、それに沿った所得再分配を求めるものと考えられる。したがって、著者の解釈では、所得再分配によって得られる価値とは、こうした社会契約が履行され、当該社会契約に合意した人びとの意思が満たされ、社会の安定的な運営が実現されることといえるのではないかと思う。

ノージックは、「自己所有権の原理」に基づきロールズの「正義の二原理」を批判し、所得再分配を行う「拡張国家」を否定しており、それに基づいて考えれば、所得再分配によって得られる価値が何かしらあったとしても、所得再分配によって諸個人の権利が侵害される以上、拒否されるべきものと位置付けられると思われる。

サンデルは、上記（3）でみたとおり、ロールズが「格差原理」を導く上での「負荷なき自我」の想定を批判し、現実の自我は特定の共同体でアイデンティティを形成し、人によって信念が異なる「位置付けられた自我」であるとする。そして、「信念間の不一致」を受け入れられる公共の文化をつくりだす必要性を指摘する。また、連帯とコミュニティ意識の形成に必要な民主的な市民生活の基盤が貧富の格差の拡大に脅かされていることを指摘し、富裕層への課税などを提唱する。こうした政治哲学思想に基づいて考えると、所得再分配によって得られる価値は、社会における人びとの連帯を実現し、民主的な市民生活を安定的に営むことができること、と言えるのではないかと思う。

以上で、3人の政治哲学思想について、所得再分配によって得られる価値という観点から著者なりの解釈を述べたが、ノージックの政治哲学思想は所得再分配を否定するものである一方、ロールズとサンデルの政治哲学思想からの解釈は、所得再分配のあり方はどうあるべきか、という問題を考えていく上で優れた視座を提供してくれる。

具体的には、ロールズの「格差原理」は、所得再分配のあり方について、最も所得が低い貧困層が最大の便益を享受できる状態を生み出すよう所得再分配を行うべきである、とい

うフレームワークを提供してくれる。もっとも、本項の（1）でみたとおり、所得再分配の行き過ぎは、人びとの働くインセンティブなどを弱め、経済成長にマイナスの影響を与え、かえって再分配できる原資を減少させるかもしれない。こうした影響にも留意をし、経済成長とのバランスを保ちつつ最貧層の最大の便益となる所得分配を実現することが所得再分配のあるべき姿ということになると考える。

（5）所得再分配のあり方に関する考察

以上のロールズとサンデルの政治哲学思想からの解釈を踏まえ、著者が考える所得再分配のあり方について、ここでまとめておきたい。ロールズの「格差原理」に基づく所得再分配のあり方は、上述したとおり経済成長とのバランスも含めた具体的なフレームワークを提供してくれるが、最貧層に着目したものであるため、最貧層以外の低所得層はどのように扱えばよいのか、また、租税負担の「垂直的公平性」の観点、すなわち、所得が多い者ほど、より大きい租税負担を求める考え方をどのように扱えばよいのか、については明確ではない。そこで、著者が考える所得再分配のあり方は、ロールズの「格差原理」に基づき、経済成長とのバランスも図りつつ、最貧層の最大の便益となる所得分配の実現を目指すのを基本としつつ、サンデルが述べる「民主的な市民生活」の文脈において対等な関係を築くことが難しくなるほど市民の間の所得格差が大きくならないよう、所得再分配のための原資を調達する際には所得が多い者ほどより大きい租税負担を求め、所得格差の全体的な縮小を図ることを目指す、というものである。

もっとも、サンデルは、富裕層への課税によって、民主的な市民生活の基盤である公共の施設・サービスを再建するための財源調達と、富裕層に公共の施設・サービスを利用するよう誘導させることを意図しているわけあるが、著者は、所得格差の拡大が極端に大きくなれば、高所得者と低所得者のそれぞれの階層意識が強くなりすぎ、社会が分断され、「民主的な市民生活」を対等な関係で営み、真摯な交流をしていくことが難しくなる可能性を強く意識している。

以上で、著者としての所得再分配のあり方の考え方を述べたが、異論がある読者がおられると思う。もともと3人の政治哲学者の見解の間には隔たりも大きいし、Atkinson（2015）が指摘する平等主義的（egalitarian）な考え方もある[26]。所得再分配のあり方は、まさにサンデルが指摘する「信念間の不一致」が大きい問題であると思う。このため、信念間の衝突を回避するための対話を行い、不一致を受け入れることができるような、民主主義のプロセスが不可欠であると考える。人びとが信念間の不一致を受け入れるためには、みんなで議論し、みんなで決めたことなので、不本意ながら受け入れる、という納得感が得られるプロセ

[26] Atkinson（2015）は、ロールズの「格差原理」について、最も恵まれていない人々の厚生最大化は、かなり不平等な分配になりかねないと指摘し、平等主義的（egalitarian）な見地から、たとえ最も貧しい者に何の利益がない場合でも、行動が正当化される場合もあると述べている。Atkinson（2015）の p.13（邦訳の p.15）を参照。

スが必要なためである。具体的には、社会保障や税制による所得再分配のあり方について民主的な議論を真摯に行い、そうした議論を踏まえた民主的な政治決定によって、所得再分配の特定の形を選択することになるが、その後は実施状況のフォローアップをし、経済成長や所得格差などに与える影響を調査・分析しつつ、選択した所得再分配の形を見直す議論を民主的に行っていく、というプロセスが求められる。

人びとの納得感という視点からは、所得再分配が人びとの働くインセンティブに影響を与えるかどうかが、人びとが所得再分配の仕組みを納得できるかどうかにも左右されると考えられる。累進的な所得税で高所得者ほど納税額が大きくなるが、それが貧困世帯などへの支援策に有効に使われ、社会の運営の安定性に寄与しているという納得感があれば、人びとの働く意欲が低下しにくくなる面があると思われる。

また、所得再分配のあり方について民主的な議論を建設的に行っていくためには、議論に必要な情報や知見を国民に提供していくことが不可欠である。その観点からは、所得格差に関する統計調査や所得格差の動向を左右する要因を分析する実証研究に基づいてエビデンスを提供していくことが重要と考える。例えば、本稿でみてきたとおり、所得格差と非正規雇用の増大との関係（前節の第２．４項）、所得再分配と経済成長の関係（本項の（１））など、十分に解明されていない研究課題は多い。こうした研究課題に取り組むことは、所得再分配のあり方について的確な議論を行っていく上で大変有益なものとなるだろう。

（６）連帯の意識と共感に関する考察

上記（３）でみたとおり、サンデルの政治哲学思想は、連帯やコミュニティ意識を重視するものであった。社会保障制度は、一般に、生活上の困難を抱えるようになった人に金銭やサービスの給付を行うという形で国民同士がお互いに支え合う仕組みであり、それによって社会的な統合を図る機能を果たすことから、社会的な「連帯」に支えられた制度であると考えられている。現時点では、社会保障制度は「国家」というコミュニティの単位で成立している。高所得の国家が低所得の国家に対して経済協力で援助することはあるが、それは社会保障制度の枠組みによるものではない。サンデルもまた、コミュニタリアニズムという思想が国境を超える共同体にまで適用されることに否定的である。国家を超える政治的連合体は、頼りとなる文化的伝統や歴史的記憶がほとんどなく、「位置付けられた自我」である人びとが国境を超えて連帯の意識を拡大させるのには限界があるためである。

しかしながら、人類の長い歴史と社会の発展の中で、人びとの連帯の意識は、家族や地域の共同体から始まり、都市国家へと広がり、絶対王政を経て成立した国民国家まで拡大してきた。国家を超える政治体としては、グローバルな問題に対処するための国際機関も設立され、強化されてきた。今後、情報通信の技術進歩により人びとのグローバルなコミュニケーションが深化していけば、国際社会の連帯意識も一層高まっていくかもしれない。逆に、国民国家の内部において連帯意識が低下し、他者への無関心や社会的な分断が強まってしまった場合は、社会保障や税制による所得再分配への支持が失われることもあるかもしれな

い。

他者への無関心や社会的な分断を回避するためには、上記（５）で述べたことと重なるが、所得格差の実態を統計調査や実証分析などの研究を通じて明らかにし、国民に対して情報提供をしていくとともに、所得再分配のあり方に関する民主的な議論を粘り強く行っていくことが重要である。

ところで、こうした連帯意識は、「他者への共感」と密接に結び付いていると考えられるが、最近の行動科学や脳科学の研究は、所得分配における「他者への共感」について新たな知見を明らかにしつつある。亀田（2017）・Kameda et al.（2016）は、ロールズが格差原理の説明で用いたマクシミン原理（最不遇の便益の最大化）の現実妥当性に関連して、現金の分配に関する行動実験と認知実験（実験参加者 67 人）を行った。その結果、分配の選択肢として現金の最低額が最も大きい選択肢を選ぶ人や、分配される現金の総額が最も大きい選択肢を選ぶ人などがいて、参加者の間で考え方の一致はみられないが、参加者が分配の選択肢を選んで決定する直前に現金の最低額をチェックすることが最も多かったことを示した。つまり、分配に関して異なる考え方をもつ人びとの間で最不遇の状態に関心を示す共通の傾向があることを指摘した。さらに、脳イメージング（fMRI）を用いた後続の実験から、参加者が最不遇状態への関心を示す際、「右側頭頭頂接合部」（right temporo-parietal junction：相手の心的状態を推論するときに反応する回路の主要部分）が賦活することを明らかにし、神経活動の面からも参加者たちが最不遇の視点をとることを示唆しているとした。この研究成果を踏まえると、日本の貧困層の実態を統計調査などによってより詳細に明らかにし、国民に伝えていくことで、最不遇状態への人びとの関心に強く訴え、所得再分配のあり方に関する議論を活性化し、社会的な合意の形成につなげられる可能性も考えられる。今後、こうした文理融合の研究も推進し、所得分配における他者への共感や連帯の意識のメカニズムを明らかにしていくことで、所得再分配のあり方に関する民主的な議論にエビデンス面で貢献していくことが期待される。

（７）ベーシック・インカムについて

所得再分配のあり方を巡る議論では、所得再分配の抜本的な改革案として、いわゆるベーシック・インカムが採り上げられることが少なくない。このベーシック・インカムについては、どのように考えるべきであろうか。

ベーシック・インカムの考え方は、所得や資産、就労状況などに関係なく、全ての国民に対して一定額の給付を行う、という提案である。もっとも、高い水準の給付を全ての国民に対して行おうとすれば、巨額の財政支出が必要になるため、その代わりに、資力の調査を行って給付する公的扶助（日本では生活保護）や公的年金制度などは廃止する、という提案を伴うこともある。しかし、Acemoglu（2019）や宮本（2009）も指摘するように、富裕層を含めた全国民に同額の現金を給付するために他の社会保障制度を犠牲にすることが適当とは考えられない。Atkinson（2015）は、ベーシック・インカムと税率との厳しいトレード

オフを指摘する。例として、非常に単純化して考えて、ベーシック・インカム以外の政府支出のために平均年収の 20%の所得税率が必要な場合、仮に一律に平均年収の 50%の所得税率を適用しても、ベーシック・インカムの給付は平均年収の 30%にしかならないことを指摘している。

また、ベーシック・インカムは、就労せず、納税していない者にも無条件で支給されることになる。そこで、仮にベーシック・インカムを導入した場合に、その後、就労せず、所得税を支払っていない者が増えてきた場合を考えてみたい。この場合、同額の給付を維持するには就労する納税者の負担を増やすことになる。これで果たして納税者の理解が得られ、政治的に合意可能かどうかは甚だ疑問である。就労していない者の生活を支援するため政府支出を行う場合、就労できない正当な理由があって納得いくものであるか、あるいは、求職活動をしたり、就労に向けた職業訓練を受け、再び労働市場に復帰することなどで社会に貢献するという場合でないと、納税者の理解が得にくいと考える。

宮本（2009）は、ベーシック・インカムを雇用と社会保障の連携を完全に切り離すものとし、それに対して雇用と社会保障の連携を強化する「アクティベーション（活性化）」と呼ばれるアプローチを紹介し、後者の方を推奨する。「アクティベーション」は、失業者などに対して職業訓練や職業あっせんなどの公共サービス（「積極的労働市場政策」と呼ばれる）を提供しつつ、生活費をまかなうための現金給付を行うもので、雇用政策と社会保障制度が連携して生活を保障しながら社会参加を促す仕組みである。例えば、労働者が体調悪化のために一旦、離職をすると、その後体調が回復しても、新たな仕事を見つけ、再就職することが簡単でないことは少なくない。このように一時的に労働市場から退出し、社会との接点が弱まっている間、単に現金給付を受けるだけでなく、職業訓練や職業あっせんなどの公共サービスの提供を受けることができるのは、社会との接点を回復していくという観点からも重要な意義があると考える。

神野（2001）・（2002）は、20 世紀型の福祉国家では中央政府が所得税や法人税による税収を貧困層などへの現金給付に充てる所得再分配を行ってきたが、資本が国家の枠を超えて自由に移動するグローバル化のもとで税率引き下げ競争にさらされるようになり、20 世紀型の福祉国家は行き詰まったと指摘する。そして、こうした現金給付に重心があるセーフティネットを貼り替え、人びとにとってより身近な地方政府が医療、介護、保育、教育訓練などの公共サービスを給付する役割を拡大させる必要性を指摘し、地方分権をはじめとする制度改革を提言している。

このような視点に立ち、現金給付と組み合わせて職業訓練などの公共サービスを提供していくことは、所得再分配政策の性格も有しているが、職業訓練などの効果により就労ができ、労働所得がない状態から脱していくという面では、再分配前の市場所得の格差を縮小することにも寄与する。本項（1）でみたとおり、所得再分配の強化が資源配分の効率性や経済成長に与える影響は必ずしもマイナスではないが、所得再分配の強化の行き過ぎはマイ

ナスの影響を与える懸念が高まってくる。所得再分配だけでなく、職業訓練などにより人的資本蓄積が適切に行われる環境を整備し、再分配前に市場で決まる所得の格差の縮小に努力を傾注することも重要である。次項では、この点について考察していく。

３．２　再分配前の所得格差を縮小させるための政策対応について

所得分配における平等性を高めるための方策として、教育訓練の重要性が指摘されることが多い。IMF（2017）は、技術革新により資本財の価格が実質的に低下し、機械などの資本財が定型的な業務を代替したことにより、グローバル・バリューチェーンの深化も相まって、中間層（高い技能と低い技能の間となる、中程度の技能をもつ労働者）への所得分配が減少していることを実証分析で明らかにした。その上で、IMF（2017）は、教育への投資を長期的に行うとともに、労働者が長期のキャリアにおいて技能向上を行うことができる機会を提供すべきであると提言している。Atkinson（2015）も、不平等を縮小するための方策として標準的な答えは、教育と技能への投資増大を推奨することだと述べている。

もっとも、一言で教育や技能への投資と言っても、具体的にどのような層を対象に、どのような政策を講じるべきかについては、所得格差の実態を踏まえ、資源配分の効率性への影響も勘案しながら検討し、格差縮小への寄与が見込める政策の制度設計を的確に行う必要がある[27]。

日本の所得格差の実態については、前節でみたとおり、日本全体では再分配後の所得格差が 2000 年代以降は概ね横ばいで推移しているが、若年・中年層の所得格差は拡大する動きがみられる。その要因としては、若年・中年層の非正規労働者の増加が影響している可能性が高い。正規労働者の賃金水準と非正規労働者の賃金水準には大きな格差があることから、非正規労働者の賃金水準の引き上げを図る政策対応が必要となっている。すでに政府は、正規労働者と非正規労働者の間の不合理な待遇差を禁止し、「同一労働同一賃金ガイドライン」[28]の策定などの施策を講じているが、本項では、上述した IMF（2017）や Atkinson（2015）が言及する教育訓練投資に焦点を当て、若年・中年層の非正規労働者への教育訓練投資を促

---

[27] この点に関し、高等教育（大学・大学院）に対する政府の助成については、森川（2018a）や Diris and Ooghe（2018）が次のとおり指摘する。大学や大学生に対して補助金を交付する方法は、受益が大卒に偏り、大卒が高卒よりも就職後に高い賃金水準となる傾向があることを考えると、むしろ所得格差を拡大させる可能性がある。このため、効率性・公平性の両面からみて、一般財源による補助ではなく、就労後の所得に依存する形の融資制度への移行が望ましい、という。この指摘を踏まえれば、教育や技能への投資を促進する政策も、必ずしも所得格差の縮小につながるとは限らないことに留意し、政策の目的や見込まれる効果、副作用について十分に検討する必要がある。

[28] 「同一労働同一賃金ガイドライン」の具体的な内容については、厚生労働省ホームページの解説（以下のリンク先）を参照のこと。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html　（2020 年 6 月にアクセス）

進し、より高い賃金水準が得られる環境を整備することで、若年・中年層の所得格差の縮小を図る方策を検討する[29]。

以下の（1）で、教育訓練投資の現状や課題をみた上で、正規労働者のみならず非正規労働者が教育訓練を受ける機会と時間を確保できる「教育訓練休暇制度」について考察する。続く（2）では、非正規労働者の賃金水準を引き上げるための手法として提案されることが多い「最低賃金」の引き上げについて、その影響などに関して実証分析を行った研究の成果を確認し、それに基づいた考察を行う。

（1）教育訓練投資の拡充

若年・中年層の非正規労働者を念頭において教育訓練投資をどのように強化していくべきかを考察していくため、企業における教育訓練の実態や政策支援の現状などをみていく。

①企業における教育訓練の現状

企業における教育訓練としては、通常の業務に就きながら行われる OJT（On-the-Job Training）、通常の業務から一時的に離れて行われる OFF-JT（Off-the-Job Training）などがある。このうち OFF-JT については、厚生労働省「能力開発基本調査」の労働者向け調査によって受講状況などが明らかにされており、図表 18 のとおりである。同図表のパネル(a)は、年齢階層ごと、「正社員」・「正社員以外」ごとに受講した者の割合を示しており、30 歳代や 40 歳代の 3 分の 1 程度が OFF-JT を受けているが、「正社員以外」（非正規労働者）の受講率が「正社員」の受講率を大きく下回っている[30]。平均延べ受講時間は、「正社員」が 23.9 時間、「正社員以外」が 12.5 時間で、後者の受講時間が短い。このように正規労働者と非正規労働者の間で教育訓練の格差が生まれる理由の一つとして、OFF-JT を行う企業の視点からみれば、非正規労働者は正規労働者に比べると離職する可能性が高く、非正規労働者の OFF-JT を行う投資の回収可能性が正規労働者に比べて平均的には低いため、非正規労働者の OFF-JT に消極的になっている可能性がある。

しかしながら、図表 18 のパネル（b）のとおり、OFF-JT の効果については、「正社員」、「正社員以外」とも、「役に立った」が 5 割弱となっており、「どちらかというと役に立った」を合わせた肯定的な回答が 9 割超となっている。あくまで主観的な評価であるものの、「正社員」と「正社員以外」との間の差はほとんどない。これは、非正規労働者への教育訓練投資が社会的にみると過少投資となっている可能性を示唆している。

---

[29] 教育訓練投資は、就業者など社会人の教育訓練投資だけでなく、幼児教育、学校教育などの就労前の教育も重要であり、就労前と就労後の教育格差と所得格差の関係なども重要なテーマであるが、本稿では若年・中年層を念頭に社会人の教育訓練の問題に絞り、就労前の教育の問題については他の研究に譲ることとしたい。

[30] なお、厚生労働省「能力開発基本調査」の企業向け調査の結果では、2017 年度に OFF-JT に費用支出した企業の割合は 52.9%で、労働者一人当たりの費用支出額（平均額）は 1.4 万円となっている。いずれも、過去 10 年間、概ね横ばい圏で推移している。

②就業者・非就業者の教育訓練への政策支援の現状と課題

政府は、雇用保険制度に基づき、在職中・離職中の個人が指定された教育訓練を受ける場合に個人に対して費用の助成を行う「教育訓練給付」を行い、また、教育訓練を行う企業に対して費用の助成を行う「人材開発支援助成金」などの措置を講じている。後者は、非正規労働者に OFF-JT を受けさせる場合の費用の助成や、有給の「教育訓練休暇制度」を導入し、労働者が当該休暇を取得した場合に助成を行うものなどがある。

こうした教育訓練への政策的支援は、現在進行している第四次産業革命のうねりの中で重要性が一層高まっている。上述した IMF（2017）の分析のとおり、これまでも技術革新により定型的な業務が機械に代替され、中間層への所得分配が減少してきたと考えられている。今後も、第四次産業革命を牽引する人工知能（AI）やロボットなどの新技術が雇用や賃金に影響を与える可能性が高く、懸念する声も強い。このため、労働者は、従来からの業務が新技術によって代替される可能性を意識し、新技術を活用し、より創造的な仕事へシフトしていくことが求められている。教育訓練への政策的支援は、こうした第四次産業革命に伴う産業構造の転換に対応し、経済成長をサポートする役割を果たせるよう強化していくことが必要である。

もっとも、宮本（2009）は、スウェーデンが積極的労働市場政策として従来から行ってきた職業訓練は、技術革新やグローバル化などの環境変化のもとで期待されている効果をあげにくくなってきたとの見方を紹介しており、今後の日本の教育訓練のあり方を考える上で重要な示唆を与えている。スウェーデンの積極的労働市場政策は、労働市場の流動性を前提として、職業訓練などにより現役世代の就労や転職を支援し、生産性が低い企業から高い企業への労働移動を促しながら、産業構造の転換と完全雇用の実現を図るものである。しかし、技術革新、脱工業化などが進展し、生産性が高い企業は専門技術的な労働などを除いて省力化が進み、労働力を吸収しなくなっていく。労働市場から安定的で良い仕事が失われてくると、職業訓練で労働力を先端部門に移動させることにも限界が生じてきたという。

技術革新が頻繁に生じ、ビジネスモデルの変化が急速に生じる事業環境のもと、政府の関与と支援によって提供される教育訓練が、将来にわたる事業環境の変化を見据えて必要となる技能や能力を的確に見極め、その技能や能力を的確に育成するプログラムを機動的に提供する必要がある。そのためには、教育訓練プログラムの内容は、政府よりもビジネスチャンスの嗅覚に優れ、先端技術を理解している企業が積極的にニーズを伝え、主導していくことが重要と考える。

加えて、第四次産業革命が進行する中、知の創造と普及を担う大学の役割の重要性も高まっている。大学が産業界と連携して社会人向けのリカレント教育のプログラムを創出し、拡大していく意義は大きい。先進事例として、日本女子大学の「リカレント教育課程」では、子育てが一段落して再就職を目指す主婦のほか、就職氷河期世代の非正規労働者が正社員を目指してスキルアップするために受講しており、ビジネス英語、IT リテラシー、労働法

や社会保険などの講座が提供されている。また、東京大学、京都大学、筑波大学は、次世代を担うリーダーの育成を目的として、最先端の科学技術、哲学などの教養を社会人に教えるプログラムを開設している[31]。各大学の強みや特性を活かしつつ、教育訓練に対する企業や労働者のニーズに応えるリカレント教育が今後一層拡大していくことが期待される。

③リカレント教育を受けている社会人学生の実情

リカレント教育の推進を考えていくのに当たり、実際にリカレント教育を受けている社会人学生の実情をみていく。

図表19から図表21までは、イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社(2016)に基づき、修学中の社会人学生を対象にしたアンケート調査の結果を示している。図表 19のパネル (a) は、調査の概要を示しており、回答数は 7,484 人である。同図表のパネル (b) は、調査に回答した社会人学生の属性を明らかにしている。社会人学生の年齢分布は 30 歳代が最も多く、次に 40 歳代が多い。フルタイムで働く社会人学生が 7 割を占め、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用者が 1 割強となっている。

図表 20 は、社会人学生のうち現在、正規あるいは非正規で働いている者や派遣元の企業で身分が保障されたまま休職している者に対し、職場への希望を聴いた結果を示している。同図表のパネル (a) によると、「大学等へ通って卒業資格を得たものを評価する仕組みをつくる」、「授業のある時間帯は、早退を許す、休めるようにするなどフレキシブルな労働時間とする」という希望が多く、それぞれ 4 割に達する。これらのうち後者の希望は、現在就業している社会人学生が、本来業務とリカレント教育の受講を両立させるため、厳しい時間制約に直面している様子が窺える。同図表のパネル (b)、(c) は、後者の希望について、社会人学生の年齢別、社会人学生が属する企業の従業員規模別にみたものであるが、若干の違いはあるものの、どの年齢階層、どの従業員規模の企業に属していても、授業のある時間帯に早退や休むことができることへの希望が強いことが共通してみられる。

図表 21 は、社会人学生に対して大学等の教育環境に期待する事項について聴いた結果である。同図表のパネル (a) が示すとおり、「授業料を安く設定すること」、「夜間、土日、休日等の社会人に配慮した時間帯での授業を開講していること」を期待する回答が多く、社会人学生の 4 割強にのぼっている。同図表のパネル (b) は、このうち後者の回答について、社会人学生の就業状況別にみたものであるが、「有職者」の当該回答の割合が「非有職者・その他」を大きく上回っている。実際に企業などで働いている社会人学生の方が就業していない社会人学生よりも時間制約が厳しく、平日の職場での業務との両立がしやすくなるよう、夜間、土日、休日等の時間帯での授業への希望が強いと考えられる。職場に対して早退

[31] 出所は、日本女子大学ホームページ (http://www5.jwu.ac.jp/gp/recurrent/index.html 2020 年 6 月にアクセス)、「日本女子大リカレント教育課程――女性の学び直し後押し」(日本経済新聞 2020 年 1 月 15 日朝刊 25 面)、「学び直しでリーダー育成――東大・京大など次世代教育広がる」(日本経済新聞 2020 年 3 月 18 日朝刊 35 面)。

や休むことができることを希望する回答の多さ（図表 20）と整合的な結果といえる。

以上を踏まえると、リカレント教育を推進していくためには、授業料の低廉化などの課題もあるが、リカレント教育を受けるために早退や休暇を取りやすくすることが重要である。上記②でみたとおり、政府は教育訓練を受ける個人に対して費用を助成する「教育訓練給付」を行うとともに、企業が有給の「教育訓練休暇制度」を導入した場合に助成金を付与し、費用面や時間面でリカレント教育を受けやすい環境の整備に取り組んでいる。しかしながら、この「教育訓練休暇制度」は、実際、どの程度導入されているのであろうか。

④「教育訓練休暇制度」の現状と今後の検討課題

図表 22 のパネル（a）は、「教育訓練休暇制度」の導入状況を示しており、実際に「教育訓練休暇制度」を導入している企業は 9.4%で、「導入していないし、導入する予定はない」とする企業が 76.6%となっている。導入予定がない理由としては、図表 22 のパネル（b）のとおり、「代替要員の確保が困難であるため」などの理由が挙げられている。

特に中小企業やサービス産業において人手不足などの厳しい状況に直面している企業が多い実情は理解できるものの、今後とも第四次産業革命が進展していく中で、企業がビジネスモデルの変革に取り組み、従業員がより創造的な仕事にシフトしていくことが不可避であり、企業は教育訓練に資金だけでなく、「時間」も投じることが必要である。そして、こうした教育訓練を受ける機会が正規労働者だけでなく、非正規労働者にも平等に与えられることが、所得格差を是正していく観点からも重要であると考える。

このため、著者としては、「教育訓練休暇制度」の導入を全ての企業に対して義務付けることを提案したい。具体的には、

- 制度を利用できる対象者は、正規労働者のみならず非正規労働者も含めることとする。
  あくまで労働者が希望すれば教育訓練休暇を取得できる機会を与えるものであって、労働者に教育訓練休暇の取得を義務付けるものではない。
- 企業に導入が義務付けられる教育訓練休暇制度は、無給と有給の２つの制度から構成する。無給のものについては、従業員が属する企業で２年以上勤務していることを要件として、休暇期間を最長で２年まで可能なものとする。有給のものについては、従業員が属する企業で半年以上勤務していることを要件として、３年間で少なくても５日とする。
  無給の教育訓休暇制度は、無給であるがゆえ利用希望者が限られてくる可能性があるが、無給でも大学院などで本格的な学び直しを行いたい意欲ある従業員に対し、企業を退職せずに挑戦できる道を開くものとなる。スウェーデンでは後述するとおり、無給ではあるが、長期の教育訓練休暇を取得できる制度を導入しており、概ねこれに倣った制度を日本に導入することを想定している。また、３年間で５日以上の有給の教育訓練制度については、現在、助成金で促進している「教育訓練休暇制度」の対象が３年間で５日以上としており、上述したとおり約１割の企業が導入していることも踏まえ、それを全ての企業に拡大させていくことを狙うものである。

本提案に関し、その意義や、懸念が生じうる点について、以下で考察していく。

⑤教育訓練休暇制度の導入を企業に義務付ける意義について

まず、教育訓練休暇制度の導入を義務化することの意義として、次の３点を挙げる。

（a）教育訓練の投資効果の高さと非正規労働者への教育訓練投資の不足の可能性

日本企業の教育訓練投資は、その投資収益率の高さが実証分析によって示されており、過少投資となっている可能性が示唆されている。森川（2018b）は、経済産業省「企業活動基本調査」の調査票情報を用いて、主に OFF-JT による教育訓練投資を通じた人的資本ストックと企業の労働生産性・賃金との関係を分析した。分析結果によると、教育訓練投資の累積額が２倍になると、労働生産性が 2.7%高くなり、賃金が 2.9%高くなる。この結果を投資収益率に換算すると、OFF-JT 中の労働時間減少の機会費用を勘案していないとはいえ、OFF-JT の投資収益率は有形の設備投資（機械、施設など）の投資収益率を相当上回っているという。また、この分析結果は、教育訓練投資による付加価値の増分が、労働者、企業がそれぞれ労働分配率、資本分配率の割合で分配されていることも示しており、労働者にも企業にもメリットがある。しかし、実際の OFF-JT による教育訓練投資は概ね横ばい圏で推移し、伸び悩んでいる。

上記①において、非正規労働者への教育訓練投資が社会全体でみると過少投資になっている可能性に言及したが、森川（2018a）も、上記の森川（2018b）の分析を踏まえ、ある企業で教育訓練を受けた労働者が辞めて他の企業に転職する可能性が高い場合、企業が教育訓練投資を行った効果は企業には内部化されないため、相対的に流動性が高い中小企業に勤める労働者や非正規労働者は教育訓練投資が社会全体からみると過少になる可能性を指摘している[32]。このため、「教育訓練休暇制度」の導入を企業に義務付けることによって、意欲ある非正規労働者が教育訓練を受けることができるようになり、不足する教育訓練投資が増大するようになることで、非正規労働者の賃金水準の引き上げと所得格差の縮小を図ることが期待できるようになる。あわせて、教育訓練の高い投資効果の発揮は、経済成長への寄与も期待できる。

（b）企業の教育訓練における「機会の平等」の確保

「機会の平等」の観点から、正規労働者であれ、非正規労働者であれ、教育訓練を受ける機会が平等に確保されるべきであると考える。前項の（３）でみたとおり、ロールズの「正義の二原理」のうち、「第一原理」は各人が自由の権利を対等に有することを求め、また、「第二原理」の（b）は職務や地位が公正な機会均等の条件のもとで全員開かれていることを求めるものであった。教育訓練を受ける権利が全ての労働者に平等に確保されること、また、非正規労働者が自ら能力を高め、生産性を向上させることで、正規労働者へキャリアア

[32] 森川（2018a）の pp.87-88 を参照。

ップするというルートを確保するため、企業の教育訓練においても「機会均等」を確保することが「正義の二原理」にかなうと考える。

しかし、OFF-JT の受講の決定権限が企業にある現状のもと、上記①でみたとおり、非正規労働者の OFF-JT の受講割合や受講時間は正規労働者を大きく下回っている。非正規労働者の業務内容によっては OJT が優先で OFF-JT の必要性が低いケースもあるかもしれないが、OFF-JT を受けた役立ち度は全体としてみれば正規労働者、非正規労働者で概ね同じである（図表 18）。非正規労働者への教育訓練投資の回収可能性の低さから、社会全体でみれば過少投資となっている可能性が高い。このため、教育訓練休暇の導入の義務化によって教育訓練を受けるかどうかの決定権限を企業から労働者へ移し、機会の平等を確保すべきである。上記③でみたとおり、社会人学生の４割が就労先の職場に対して「授業のある時間帯は、早退を許す、休めるようにするなどフレキシブルな労働時間とする」ことを希望している。したがって、企業が教育訓練休暇制度を導入することを義務化することで、リカレント教育などの教育訓練を受けたいと考えている意欲ある正規労働者・非正規労働者に対し、その機会を平等に提供できるようになることが期待される。

両角（2012）によると、スウェーデンでは、「教育訓練休暇法」により、企業で２年以上勤務していることを要件として、すべての労働者が当該企業で教育訓練休暇を取得できる権利を保障している。教育訓練休暇は無給ではあるが、教育訓練の内容や期間について制限はない。休暇が終了した時点で労働者は職場に復帰し、少なくとも休暇前と同等の賃金・処遇を受けることができる。企業側は労働者が教育訓練休暇を申請した場合、その時期について変更できる権利を有する。事業運営に支障が生じないよう労働者の再配置などができる猶予を持たせつつ、正規労働者も非正規労働者も教育訓練を受ける機会と時間を確保できる仕組みといえる。もっとも、著者が調べた限り、スウェーデンの教育訓練休暇制度が実際にどの程度、どのように活用されているのか、といった実態が必ずしも十分に分かっていないため、今後、運用などの実態に関する調査や研究が行われ、日本での議論の材料として提供されることが望まれる。

（c）人的ネットワークや教育訓練マーケットの拡大

企業が教育訓練休暇制度を導入し、多様な業種の企業に属する従業員が大学等のリカレント教育や民間企業が提供する研修プログラムに参加するようになれば、企業の従業員にとって、教育訓練の内容を習得するだけでなく、異業種交流の機会にもなり、人的ネットワークの拡大につながることも期待される。こうした教育訓練プログラムの場には、教育訓練休暇を取得した企業の従業員だけでなく、自営業者や、子育ての目途がたって再就職を考えている主婦、会社を定年退職した後に新たな仕事を探したい高齢者なども幅広く参加し、多様な視点の共有やさまざまな気付きの場になる可能性もある。

加えて、義務的な教育訓練休暇制度の導入が契機となって、教育訓練プログラムへの参加者数を大きく増加させることができれば、社会人向け教育訓練を行うマーケット自体が大

きく成長し、多様な内容の教育訓練サービスが登場することで、企業の多様な教育訓練のニーズに対応できるようになっていくことも期待される[33]。

⑥教育訓練休暇制度の導入の義務化について懸念が生じる可能性がある点について

以上で述べてきた意義がある一方で、一律に企業に義務付けることは企業の事業運営への影響など、副作用が生じる可能性も考えられる。こうした懸念のうち、主なものと思われる次の３点について考察する。

（a）企業の人手不足を加速させ、事業運営に支障が生じる可能性について

すでに図表 22 のパネル（b）でみたとおり、企業が教育訓練休暇を導入しない理由として最も多いのが「代替要員の確保が困難であるため」である。日本は今後とも人口減少が続く見込みであり、労働供給に制約があるため、トレンドとしては人手不足が厳しさを増していく可能性が高い。

しかし、無給で最大２年の教育訓練休暇については、無給という厳しい条件のため、一気に多数の労働者が取得を希望するとは考えにくく、仮に多数の労働者が希望した場合でもスウェーデンと同様に企業側は労働者が取得する教育訓練休暇のタイミングについて変更を求めることができるため、事業運営に支障が生じないよう教育訓練休暇を取得する労働者の平準化を図ることができると考える。現状でも、長期の学び直しを決断して企業を辞める人材は少なからずおり、企業は総じていえば、こうした辞職に伴う代替要員の確保をやり繰りできているものと考える。無給でも長期の学び直しをしたいと考える意欲ある人材は、現状では企業を辞め、学び直しをした後は他社に再就職している場合があると考えられるが、教育訓練休暇制度の導入によって、こうした人材が教育訓練休暇を取得し、学び直しをした後、自社に復帰するようになれば、むしろ人材確保に役立つ可能性もある。

有給で３年間で５日以上の教育訓練休暇については、無給のものと違って希望者が多数になることが予想されるが、仮に企業が最少の「３年間で５日」の教育訓練休暇を導入すれば、半年に１日程度ということになる。有給休暇制度も法定の義務であり、従業員の継続勤務年数が半年以上で少なくとも年 10 日間、継続勤務年数が６年半以上で少なくとも年 20 日間となっている。こうした中で代替要員の確保などで乗り切れる運営がなされているのが現状のはずである。したがって、追加的に半年に１日が加わったとしてもシフト管理や組

[33] 総務省「就業構造基本調査」によれば、2017 年において、正規の職員・従業員が 3,451 万人、非正規の職員・従業者が 2,133 万人となっている。両者の合計で有業者の 84%を占め、15 歳以上人口に占める割合は 50.3%である。正規・非正規の雇用者の多くが教育訓練マーケットに参加するようになればインパクトは大きい。なお、自営業者は 562 万人、会社などの役員は 337 万人である。いわゆるフリーランスの人数の規模は、内閣府政策統括官（2019）が、副業として従事している者も含めて 306 万人～341 万人程度と推計している。自営業者などは教育訓練休暇制度の対象となる雇用者には該当しないが、教育訓練休暇制度の導入によって成長が見込まれる教育訓練マーケットが多様なサービスを提供するようになれば、これらの者にもメリットになる可能性が期待される。

織運営の更なる工夫で十分に吸収できるのではないかと推測される。

人繰りへの支障までは出ないとしても、グローバルな競争が厳しさを増している現実のもと、義務的な教育訓練休暇制度を導入していないアジア諸国などとの競争条件が悪化することへの懸念も考えられる。しかし、上記⑤の（a）で述べたとおり、教育訓練投資が労働生産性を上昇させる効果は大きく、また、上記⑤の（c）で述べたとおり、自社の従業員が新たな人脈を開拓する機会になることも期待されるなど、企業にとってプラスの効果もある。日本企業がグローバルな競争に打ち勝つ上でも新たな価値を創造できる人材を育成していくことが不可欠であり、企業にとっても教育訓練投資を拡大させていくことが不可避であると考える。教育訓練休暇制度の導入の義務化によって、非正規労働者への教育訓練投資の不足の社会的ジレンマから抜け出し、非正規労働者の労働生産性の向上と経済成長の好循環を作り出していくメリットは、アジア諸国などとの競争面でのデメリットを凌駕することが期待されるし、実際、そうなるように取り組んでいくことが重要であると考える。

（b）事業や職務の内容や特性から OFF-JT の効果は低いという場合について

事業や職務の内容や特性によっては OJT が重要であり、OFF-JT の効果が低いという場合、教育訓練休暇は OJT ではなく OFF-JT を促進することから、非効率なものとなる可能性が考えられる。しかし、実際に行われている OFF-JT のプログラム内容をみると、ビジネス英会話や IT スキルなどの汎用的に役立つことが見込まれるプログラムが多数ある。事業や職務の内容や特性から OFF-JT が本当に役に立たないものなのか、これらの事業を営む企業から実態を聴き、丁寧に議論していくことが必要となろう。いずれにせよ、OFF-JT のプログラムを多様な企業の様々なニーズに対応できるものへと充実させ、OFF-JT による効果を高めていくことが重要である。

（c）機会の平等の確保が逆に所得格差を拡大させる可能性について

仮に教育訓練休暇を取得するのは意欲がある人材であるとすれば、そうした人材は教育訓練休暇で能力を伸ばし、意欲がない人材は教育訓練休暇を取得しないため、両者の賃金格差が拡大し、ひいては所得格差が拡大してしまう可能性が考えられる。

しかし、現状、正規労働者と非正規労働者の間で教育訓練の受講にすでに格差があることを踏まえれば、まずは、上記⑤（b）で述べた「機会の平等」の観点から、教育訓練を受ける機会を正規、非正規にかかわらず、企業の全ての従業員に対して付与した上で、仮に非正規労働者による教育訓練休暇の取得が低調となる可能性があるのであれば、政府が非正規労働者に対して教育訓練を受ける意欲を喚起する働きかけを行っていくべきであると考える。実際、厚生労働省（2017）によると、いわゆる就職氷河期世代で、現在、不本意ながら非正規雇用で働いている人びとに対し、政府は意欲喚起などを行う短期・集中セミナーを開催し、企業が正社員として雇い入れた場合には助成金を与えるなどの支援策を講じている。このように非正規労働者や求職者の実態や特性に応じ、教育訓練を受ける意欲の喚起を含

め、きめ細やかな政策支援を行い、非正規労働者における教育訓練の受講と労働生産性の向上を通じた賃金の引き上げを図り、所得格差の縮小を目指すことが必要である。

以上のとおり、教育訓練休暇制度の導入の義務化に伴う影響について懸念しうる点はあるものの、それらは乗り越えていくことができると思われる。政府は、こうした影響や懸念しうる点への対応策について産業界、労働界、大学などの関係者と十分に議論をしつつ、教育訓練休暇制度の導入の義務化を検討していくことが望まれる。

（２）最低賃金について

所得格差の縮小を図るための方策として、法定の最低賃金を引き上げることについては、どのように考えるべきであろうか。

①最低賃金の引き上げを支持する論考

まず、最低賃金の引き上げを求める論考として、次の２つを採り上げる。

Atkinson（2015）は、法定の最低賃金において、１時間の労働に対して最低限支払わなければならない「時給」が決められているが、所得分配の観点からは労働時間にも左右される週給や月給が重要であることを指摘する。その上で、生活をやりくりするのに最低でも必要な所得から算出される「生活賃金」の水準に達するように法定の最低賃金を引き上げることを提案する。加えて、法定の最低賃金以上の報酬を支払う自発的な取組を推進していくための「国民的対話」の取組も提案する。

宮本（2009）は、アクティベーション型の生活保障の実現には、労働市場において人びとの生活を維持するのに足る見返りがもたらされなければならず、そのために最低賃金の引き上げや、正規・非正規労働者などの均等待遇の実現が必要としている。しかし、法定の最低賃金の引き上げは、中小企業の生産性向上と連動しないと、中小企業の経営を圧迫して雇用機会そのものを減じることになる。こうした限界も踏まえ、最低賃金制度と相互補完の関係となるものとして、「給付付き税額控除」[34]の導入も提言している。

②最低賃金の引き上げを支持しない研究

以上のように最低賃金の引き上げを求める論考がある一方、最低賃金の引き上げが貧困問題への対応策として適当かどうか、疑問を投げかける論考がある。

Kawaguchi and Mori（2009）は、総務省「就業構造基本調査」の 2002 年の調査票情報に基づいて推計を行ったところ、最低賃金で働く労働者のうち、世帯年収 299 万円以下の世帯の世帯主は 15%程度にすぎず、最低賃金で働く労働者の５割は、世帯年収 500 万円以

[34] 主として低所得者の就労・勤労意欲の促進や所得再分配の観点から、所得税の納税者に対しては税額控除を与え、税額控除で控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては現金給付を行うもの。

上の世帯の世帯員、つまりパートタイムで働く主婦やアルバイトをしている子どもなどであることを示した。このように、最低賃金の引き上げは貧困世帯にターゲットを絞れないため、必ずしも適当とはいえず、給付付き税額控除のような直接的な貧困対策の方が望ましい可能性があることを指摘する。

明坂ほか（2017）は、1992 年から 2012 年までの５年ごとの総務省「就業構造基本調査」の調査票情報などを用いて、最低賃金の引き上げが就業や貧困率に与える影響に関する実証分析を行っている。その結果によると、就業率に与える影響について、最低賃金の引き上げが 15～19 歳の男性の就業率を低下させるが、他の年齢層や女性の各年齢層の就業率への影響はみられない。しかし、就業状態を「雇用」と「自営業・内職」に分割して推計をすると、50 歳以上の労働者では最低賃金の引き上げが「雇用」での就業率を低下させ、「自営業・内職」での就業率を上昇させることを示した。これは、最低賃金の引き上げで失職した人びとが個人事業主として企業と請負契約などを結ぶようになった可能性があることを示唆している。さらに、就業時間への影響については、15～19 歳と 50 歳以上の年齢層の就業時間の減少が大きいが、その他の年齢層も、男女ともに最低賃金の引き上げが就業時間を減少させている場合が散見される。

また、最低賃金の引き上げが貧困率に与える影響については、「相対的貧困」として所得の中央値の半額を貧困線とし、「絶対的貧困」として生活保護制度における生活保護基準額を貧困線とするという定義を行った上で実証分析を行っている。分析の結果、2012 年時点において最低賃金で働く労働者のうち、「相対的貧困」、「絶対的貧困」の貧困線を下回る者の割合はそれぞれ 15%程度という推計結果を示し、最低賃金で働く労働者の多数派が貧困世帯に属していないことを示した。その上で、最低賃金の引き上げが絶対的貧困率を上昇させ、特に 60 歳以上の絶対的貧困率の上昇率が大きいという推計結果を示した。これは、最低賃金の引き上げが雇用や就業時間の減少を招くことで世帯所得を減少させるため、むしろ貧困率を引き上げてしまっていることを示唆する。

以上でみてきたとおり、最低賃金以上の報酬を支払う自主的な取組の推進や、給付付き税額控除と組み合わせる形で最低賃金の引き上げを求める論考がある一方、最低賃金で働く労働者の多くが貧困世帯に属しておらず、かつ、企業が最低賃金の引き上げを受けて雇用や就業時間を減少させるため、低所得者の年収をむしろ減少させ、所得格差を縮小させるどころか、むしろ所得格差を拡大させる可能性があることを示唆する研究がある。

これらの研究成果を踏まえると、所得格差の縮小を図るための方策としての最低賃金の引き上げは、雇用と就業時間の減少を招く可能性がある限り、慎重に検討すべきである、と著者は考える。非正規労働者の賃金水準を引き上げるためには、本項の（１）で述べたように、非正規労働者への教育訓練投資を促進し、労働生産性の上昇に合わせて賃金水準の上昇を図ることが正攻法である。

４．　むすび

本稿では、日本の所得格差に関する統計データを確認し、先行研究の成果のサーベイを行って、日本の所得格差の動向を確認した。その上で、所得格差への政策対応のあり方について議論をした。

所得格差の動向については、日本全体としては、社会保障制度や税制による所得再分配が機能しているため、再分配後の所得格差は 1980 年代に比べてやや高まったが、2000 年代以降、概ね横ばいで推移している。こうした所得格差の拡大は日本で急速に進む人口高齢化の影響を受けており、この点でアメリカやイギリスの所得格差の拡大と異なっている。

日本全体の所得格差の動向を世帯主の年齢階層別に分解してみると、高齢者層で所得格差の縮小がみられる一方、若年・中年層で所得格差が拡大する動きがみられる。森口（2017）は所得格差に関する様々な統計調査や既存研究を総合的にまとめた優れた研究であるが、その後、白波瀬（2018）が「国民生活基礎調査」を用い、Kitao and Yamada（2019）が「全国消費実態調査」を用いて世帯主の年齢階層別の所得格差の動向を明らかにしてきた。本稿は、こうした最新の成果を取り込み、若年・中年層の所得格差が拡大する動きがある要因として非正規雇用の増大との関係に焦点をあて、将来、所得格差が顕在化する可能性を指摘した。しかし、若年・中年層の所得格差が拡大する動きと非正規雇用の増大との関係を定量的に分析することは、今後の研究課題である。

政策対応のあり方については、政治哲学思想も踏まえつつ、社会保障や税制による所得再分配のあり方について民主的な議論を行っていく重要性を強調した。こうした民主的な議論を行っていく上で、経済成長と所得再分配との関係がトレードオフなのかどうかという研究や、所得分配のあり方に関する価値判断にかかわる行動科学・脳科学の研究などを深め、議論を支えるエビデンスを提供していくことも重要である。

また、若年・中年層の所得格差が拡大する動きがあることを踏まえれば、若年・中年層の非正規労働者や求職者の人的資本投資の促進に早急に取り組み、再分配前の市場所得における格差の縮小を図ることが重要である。このため、政府は産業界や大学等と連携してリカレント教育などの教育訓練を行う環境の整備に大胆に取り組むことが不可欠である。特に、正規労働者と非正規労働者の両者が教育訓練を受けることができる機会と時間を確保するため、スウェーデンの教育訓練休暇法も参考にして、「教育訓練休暇」の導入を全ての企業に義務付けることを検討していくべきである。

「教育訓練休暇」に関しては、宮本（2009）が日本の生活保障の再建に向けた政策提言を行う中で、スウェーデンの教育訓練休暇に言及しているが、日本でどのように導入すべきかについて具体的には論じていない。本稿は、日本で教育訓練休暇の導入を企業に義務付ける

ことのメリット、デメリットとして考えられる点について考察した上で、具体的な提案として、無給と有給の２本建てで企業に導入を義務付ける教育訓練休暇制度のたたき台を示した。こうした教育訓練休暇制度の導入に関する具体的な提案は、著者が知る限り、本稿が初めてではないかと思う。

本稿は、「所得格差」に焦点を絞ったが、所得格差の固定化（社会階層の移動性の低下、親から子への貧困の連鎖）や資産分配の不平等こそが問題であるという見方もある。これらは、特に初等教育・中等教育のあり方や相続税・贈与税などの資産課税のあり方などを検討していく上で、今後の重要な研究課題であると考える。

今後とも、所得格差の実態や政策対応のあり方について、統計データや調査研究を踏まえて民主的な議論を建設的に行っていくことが重要であり、本稿がそうした議論を行っていく上での一助になれば幸いである。

参考文献

明坂弥香・伊藤由樹子・大竹文雄（2017）「最低賃金の変化が就業と貧困に与える影響」ISER Discussion Paper No.999

石井加代子・樋口美雄（2015）「非正規雇用の増加と所得格差：個人と世帯の視点からー国際比較にみる日本の特徴ー」三田商学研究 Vol.58, No.3, pp.37-55

イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社（2016）「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業（2015年度）＞
（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1371459.htm　2020年6月にアクセス）

遠藤乾（2016）『欧州複合危機』中央公論新社

太田聰一（2010）『若年者就業の経済学』日本経済新聞出版社

大竹文雄（2005）『日本の不平等』日本経済新聞社

――――（1994）「1980年代の所得・資産分配」季刊理論経済学 Vol.45, No.5, pp.385-402

大竹文雄・小原美紀（2010）「所得格差」 樋口美雄編『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策　第6巻　労働市場と所得分配』慶應義塾大学出版会

大竹文雄・齋藤誠（1999）「所得不平等化の背景とその政策的含意：年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果」季刊・社会保障研究 Vol.35, No.1, pp.65-76

大山昌子（2016）「所得分配が経済成長に与える影響：都道府県別パネルデータを用いた実証研究」経済分析 第192号, pp.1-19

小塩隆士（2012）『効率と公平を問う』日本評論社

金成隆一（2017）『ルポ　トランプ王国：もう一つのアメリカを行く』岩波書店

鎌倉治子（2017）「諸外国の就労促進・子育て支援等のための税制上の措置：所得課税に関連して」レファレンス 795号, pp.103-119

神島裕子（2018）『正義とは何か』中央公論新社

亀田達也（2017）『モラルの起源：実験社会科学からの問い』岩波書店

玄田有史（2001）『仕事のなかの曖昧な不安：揺れる若年の現在』中央公論新社

厚生労働省（2017）『平成 29 年版　厚生労働白書』

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構・（独）労働者健康安全機構・（独）勤労者退職金共済機構（2020）『令和２年度 雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）』
（https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000617476.pdf　2020 年 6 月にアクセス）

小林利行（2020）「減少する中流意識と変わる日本人の社会観：ISSP 国際比較調査「社会的不平等」・日本の結果から」放送研究と調査, 第 70 巻第 5 号（2020 年 5 月号）

サンデル、マイケル（2011）『これからの「正義」の話をしよう』（訳／鬼澤忍）早川書房

――――（2010、2011）『民主政の不満（上・下）』（監訳／小林正弥、金原恭子）勁草書房

白波瀬佐和子（2018）「人口構造の変化と経済格差」日本労働研究雑誌 No.690, pp.44-54

――――（2009）『日本の不平等を考える：少子高齢社会の国際比較』東京大学出版会

神野直彦（2002）『人間回復の経済学』岩波書店

――――（2001）『「希望の島」への改革：分権型社会をつくる』日本放送出版協会

橘木俊詔（1998）『日本の経済格差』岩波書店

内閣府・総務省・厚生労働省（2015）「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」
（https://www5.cao.go.jp/keizai3/kakusa/20151218kakusa.pdf　2020 年 6 月にアクセス）

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2019）「日本のフリーランスについて：その規模や特徴、競業避止義務の状況や影響の分析」政策課題分析シリーズ 17
（https://www5.cao.go.jp/keizai3/2019/07seisakukadai17-0.pdf　2020 年 6 月にアクセス）

中山元（2011）『正義論の名著』筑摩書房

箱崎日香里（2016）「Brexit の背景にある、イギリス国内のさまざまな「格差」」ハーバー・ビジネス・オンライン（https://hbol.jp/103019　2020 年 6 月にアクセス）

橋本健二（2018）『新・日本の階級社会』講談社

樋口美雄・石井加代子・佐藤一磨（2016）「日本の所得格差と所得変動：国際比較・時系列比較による動学的視点」三田商学研究 Vol.59, No.3, pp.67-91

ピケティ、トマ（2014）『21 世紀の資本』（訳／山形浩生、守岡桜、森本正史）みすず書房

広井良典（2009）『コミュニティを問いなおす：つながり・都市・日本社会の未来』筑摩書房

藤田孝典（2015）『下流老人：一億総老後崩壊の衝撃』朝日新聞出版

宮本太郎（2017）『共生保障：＜支え合い＞の戦略』岩波書店

――――（2009）『生活保障：排除しない社会へ』岩波書店

村田ひろ子・荒牧央（2013）「格差意識の薄い日本人：ISSP 国際比較調査「社会的不平等」から」放送研究と調査, 第 63 巻第 12 号（2013 年 12 月号）

森川正之（2018a）『生産性　誤解と真実』日本経済新聞出版社

――――（2018b）「企業の教育訓練投資と生産性」RIETI Discussion Paper Series 18-J-021

――――（2008）「効率性と公平性のトレードオフについて：サーベイデータに基づく観察事実」RIETI Discussion Paper Series 08-J-036

森口千晶（2017）「日本は「格差社会」になったのか：比較経済史にみる日本の所得格差」経済研究 Vol.68, No.2, pp.169-189

両角道代（2012）「スウェーデンにおける若年者雇用と職業能力開発」日本労働研究雑誌 No.619, pp.54-63

山崎史郎（2017）『人口減少と社会保障』中央公論新社

吉沢浩二郎（2018）『図説　日本の税制（平成 30 年度版）』財経詳報社

ロールズ、ジョン（2010）『正義論』（訳／川本隆史、福間聡、神島裕子）紀伊國屋書店

Acemoglu, Daron (2019) “Why Universal Basic Income Is a Bad Idea” Project Syndicate, June 7, 2019（https://www.project-syndicate.org/commentary/why-universal-basic-income-is-a-bad-idea-by-daron-acemoglu-2019-06?barrier=accesspaylog　2020 年 6 月にアクセス）（邦訳：ダロン・アセモグル「ベーシックインカムを問う」日本経済新聞 2019 年 8 月 16 日朝刊 7 面）

Atkinson, Anthony B. (2015) “Inequality: What can be done?” Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts（邦訳：アンソニー・Ｂ・アトキンソン（2015）『21 世紀の不平等』（訳／山形浩生、森本正史）東洋経済新報社）

Blank, Rebecca M. (2011) “Changing Inequality” University of California Press, Berkeley

Cingano, Federico (2014) “Trends in Income Inequality and its Impact on Economic Growth” OECD Social, Employment and Migration Working Papers No.163

Diris, Ron and Erwin Ooghe (2018) “The Economics of Financing Higher Education” Economic Policy, Vol.33, Issue 94, pp.267-314

Higa Kazuhito (2019) ”Estimating Consumption Inequality in Japan over the Last Three Decades” ESRI Discussion Paper Series No.350

IMF（International Monetary Fund）（2017）”Understanding the Downward Trend in Labor Income Shares” World Economic Outlook, April 2017, Chapter 3, pp.121-172（https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2017/04/04/world-economic-outlook-april-2017　2020 年 6 月にアクセス）

Jenkins, Stephan. P. (1995) “Accounting for Inequality Trends: Decomposition Analyses for the UK 1971-86” Economica, Vol.62, No.245, pp.29-63

Kameda Tatsuya, Inukai Keigo, Higuchi Satomi, Ogawa Akitoshi, Kim Hackjin, Masuda Tetsuya, and Sakagami Masamichi (2016) “Rawlsian Maximin Rule Operates as a Common Cognitive Anchor in Distributive Justice and Risky Decisions” Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America, Vol.113, No.42, pp.11817-11822

Kawaguchi Daiji and Mori Yuko (2009) “Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?” RIETI Discussion Paper Series 09-E-032

Kitao Sagiri and Yamada Tomoaki (2019) “ Dimensions of Inequality in Japan: Distributions of Earnings, Income and Wealth between 1984 and 2014” RIETI Discussion Paper Series 19-E-034

Levy, Frank and Richard J. Murnane (1992) “U.S. Earnings Levels and Earnings Inequality: A Review of Recent Trends and Proposed Explanations” Journal of Economic Literature, Vol. 30, No.3, pp.1333-1381

Lise, Jeremy, Sudo Nao, Suzuki Michio, Yamada Ken and Yamada Tomoaki (2014) “Wage, Income and Consumption Inequality in Japan, 1981–2008:From Boom to Lost Decades” Review of Economic Dynamics, Vol.17, Issue 4, pp. 582-612

Nishimura Kazuo, Yagi Tadashi and Yano Makoto (2004) “Working and Training: A Nonlinear Dynamic Analysis of Human Capital Development” The Japanese Economic Review, Vol.55, No.2, pp.119-140

Nozick, Robert (1974) “Anarchy, State, and Utopia” Basic Books, New York（邦訳：ロバート・ノージック（1995）『アナーキー・国家・ユートピア』（訳／嶋津格）木鐸社）

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) (2011) “Divided We Stand: Why Inequality Keeps Rising” OECD Publishing, Paris（邦訳：経済協力開発機構編著（2014）『格差拡大の真実：二極化の要因を解き明かす』（訳／小島克久、金子能宏）明石書店）

OECD (2008) “Growing Unequal?：Income Distribution and Poverty in OECD Countries” OECD Publishing, Paris

Ohtake Fumio and Saito Makoto (1998) “Population Aging and Consumption Inequality in Japan” Review of Income and Wealth, Vol.44, Issue 3, pp.361-381

Ostry, Jonathan D., Andrew Berg and Charalambos G. Tsangarides (2014) “Redistribution, Inequality, and Growth” IMF Staff Discussion Note

Rawls, John (1985) “Justice as Fairness: Political not Metaphysical” Philosophy & Public Affairs, Vol. 14, No.3, pp.223-251

図表１　日本における世帯の当初所得、再分配所得のジニ係数（所得再分配調査）

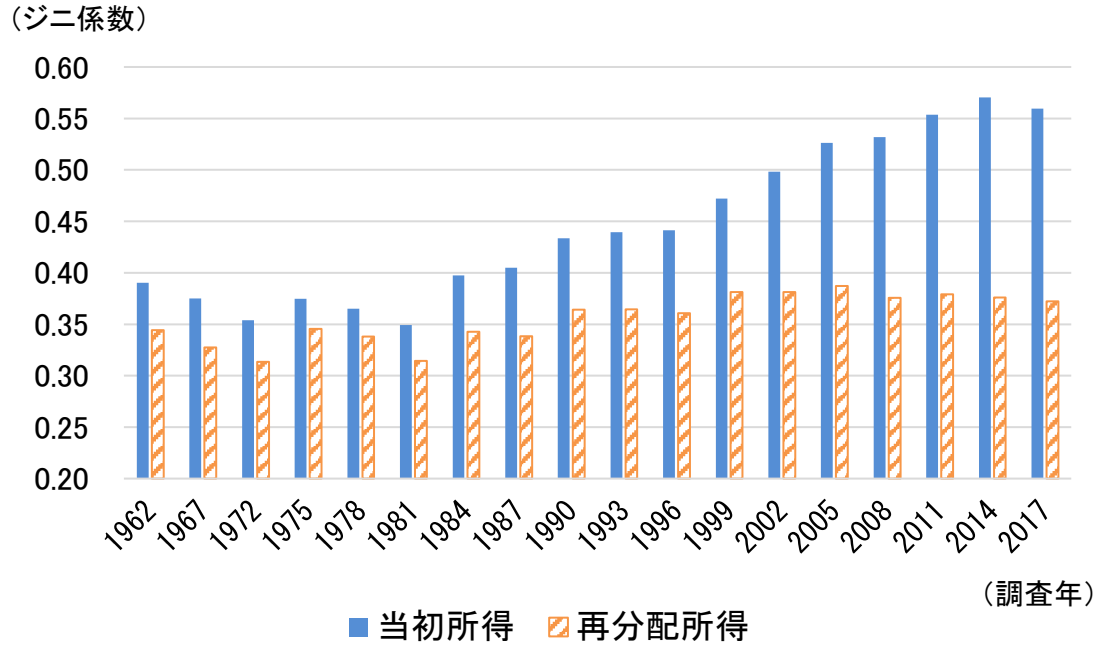

＜出所＞厚生労働省「所得再分配調査」[35]から筆者作成

※１　「当初所得」とは、世帯における雇用者所得、事業所得、財産所得、雑収入、私的給付（仕送り、企業年金等）などを指す。「再分配所得」とは、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現金、現物）を加えたものを指す。

※２　1999 年以前の現物給付は医療のみであり、2002 年以降については医療、介護、保育である。

[35] 本調査は、社会保障制度による給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにするものとされ、1962 年度以降、概ね３年に一度の周期で実施されている。2017 年調査の場合、厚生労働省「国民生活基礎調査」の準備調査により設定された単位区から無作為に抽出した 500 単位区内の全ての世帯及び世帯員について行われた。調査の時期は 2017 年 7 月 13 日から同年 8 月 12 日までの１か月間。調査客体数 8,645 世帯、回収客体数 6,662 世帯、集計客体数 4,415 世帯（調査客体数に対する集計客体数の割合は 51.1%）。

図表２　日本の等価可処分所得のジニ係数（国民生活基礎調査、全国消費実態調査）

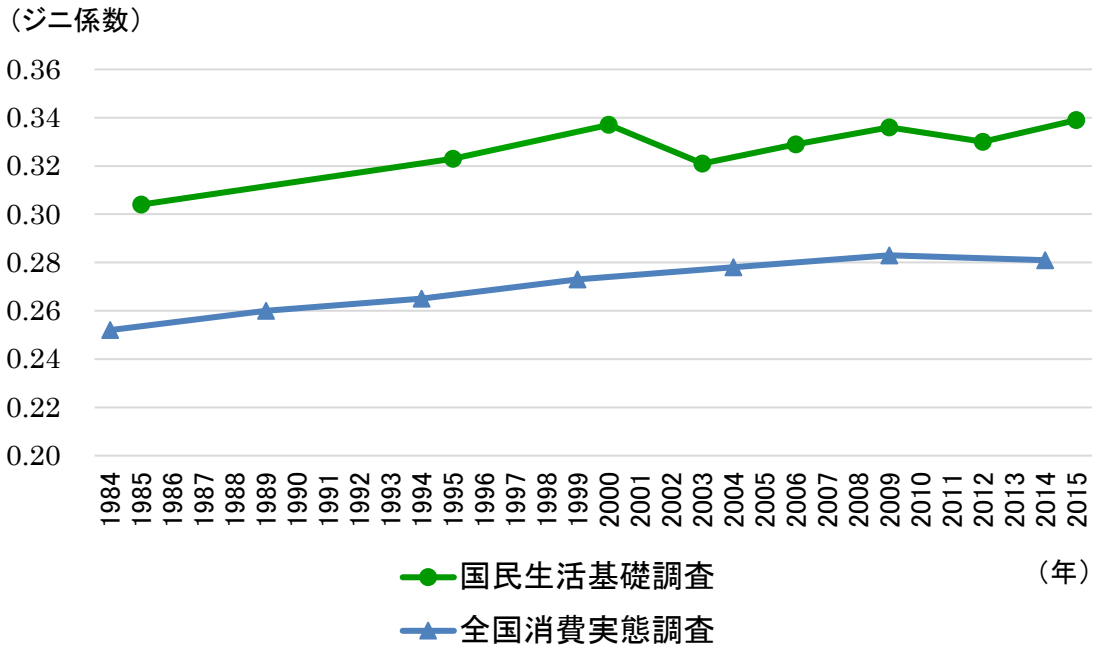

＜出所＞ OECD ”Income Distribution Database” 、厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」[36]から筆者作成

※　ここで「等価可処分所得」は、世帯の可処分所得（税金、社会保険料を控除し、社会保障給付のうち現金給付を加えたもの）を当該世帯の世帯人員数の平方根で除したもの。

[36] 厚生労働省「国民生活基礎調査」は、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的事項を調査する目的で、大規模な調査が３年に１回行われている。総務省「全国消費実態調査」は、家計の実態を把握し、全国および地域別の世帯の所得分布、消費の水準・構造等に関する基礎資料を得ることを目的に、５年に１回行われている。内閣府・総務省・厚生労働省（2015）によると、「国民生活基礎調査」（調査客体数 36,000 世帯）の 2013 年調査では、集計客体数 26,387 世帯、回収率 72%であり、「全国消費実態調査」（調査客体数 57,000 世帯）の 2009 年調査では、集計客体数 55,089 世帯、回収率 97%である。

図表３　日本の相対的貧困率（国民生活基礎調査、全国消費実態調査）

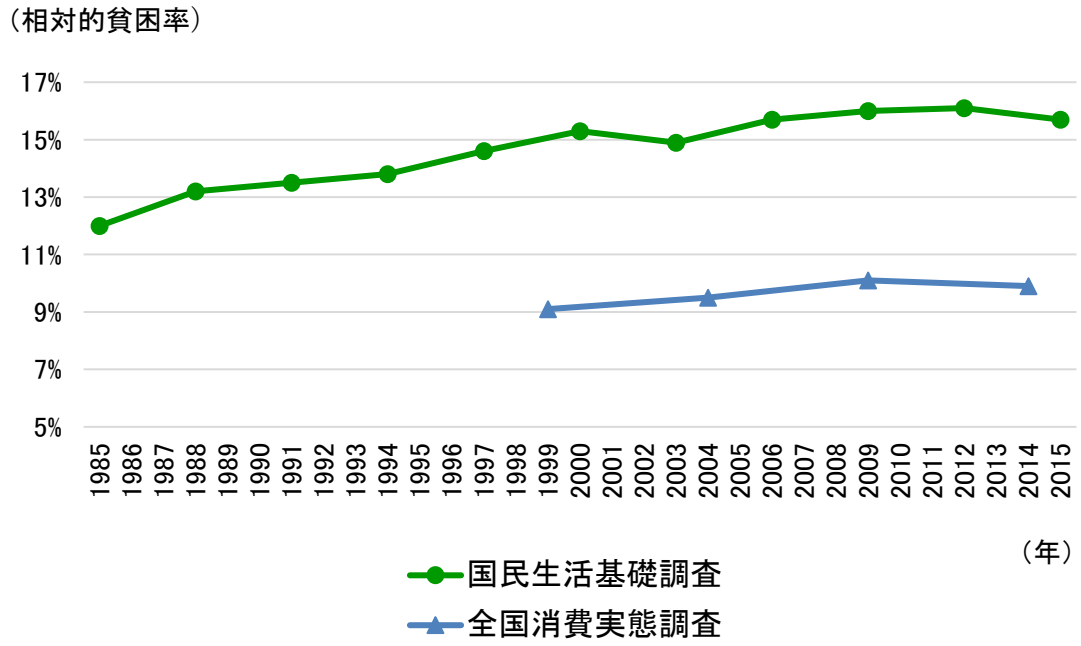

＜出所＞ OECD ”Income Distribution Database” 、厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」から筆者作成

※　相対的貧困率を算出している「等価可処分所得」は、図表２のジニ係数と同様に、世帯の可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で除したものである。各年とも等価可処分所得の中央値の半分の額を「貧困線」としている[37]。

[37] 例えば、「国民生活基礎調査」は 2015 年に 122 万円、「全国消費実態調査」は 2014 年に 132 万円が貧困線である。

図表４　主要国の等価可処分所得のジニ係数（2012 年前後）

国名	等価可処分所得のジニ係数
中国	0.514　（2011 年）
インド	0.495　（ 同上　）
ブラジル	0.483　（ 同上　）
メキシコ	0.457　（2012 年）
アメリカ	0.396　（2013 年）
韓国	0.352　（2015 年）
イギリス	0.351　（2012 年）
スペイン	0.334　（ 同上　）
日本（国民生活基礎調査）	0.330　（ 同上　）
イタリア	0.330　（ 同上　）
オーストラリア	0.326　（ 同上　）
カナダ	0.317　（ 同上　）
フランス	0.305　（ 同上　）
ドイツ	0.289　（ 同上　）
オランダ	0.288　（ 同上　）
スイス	0.285　（ 同上　）
日本（全国消費実態調査）	0.281　（2014 年）
スウェーデン	0.268　（2013 年）
フィンランド	0.260　（2012 年）
ノルウェー	0.253　（ 同上　）

＜出所＞ OECD ”Income Distribution Database” 、総務省「全国消費実態調査」から筆者作成

※１　ここでの「等価可処分所得」は、世帯の可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で除したもの。

※２　OECD” Income Distribution Database”の計数（OECD による 2012 年以降の所得の定義に基づく）に加え、日本については筆者が「全国消費実態調査」の 2014 年の計数を追加。

図表５　欧米主要国と日本の等価可処分所得のジニ係数の推移（1984 年～2012 年）

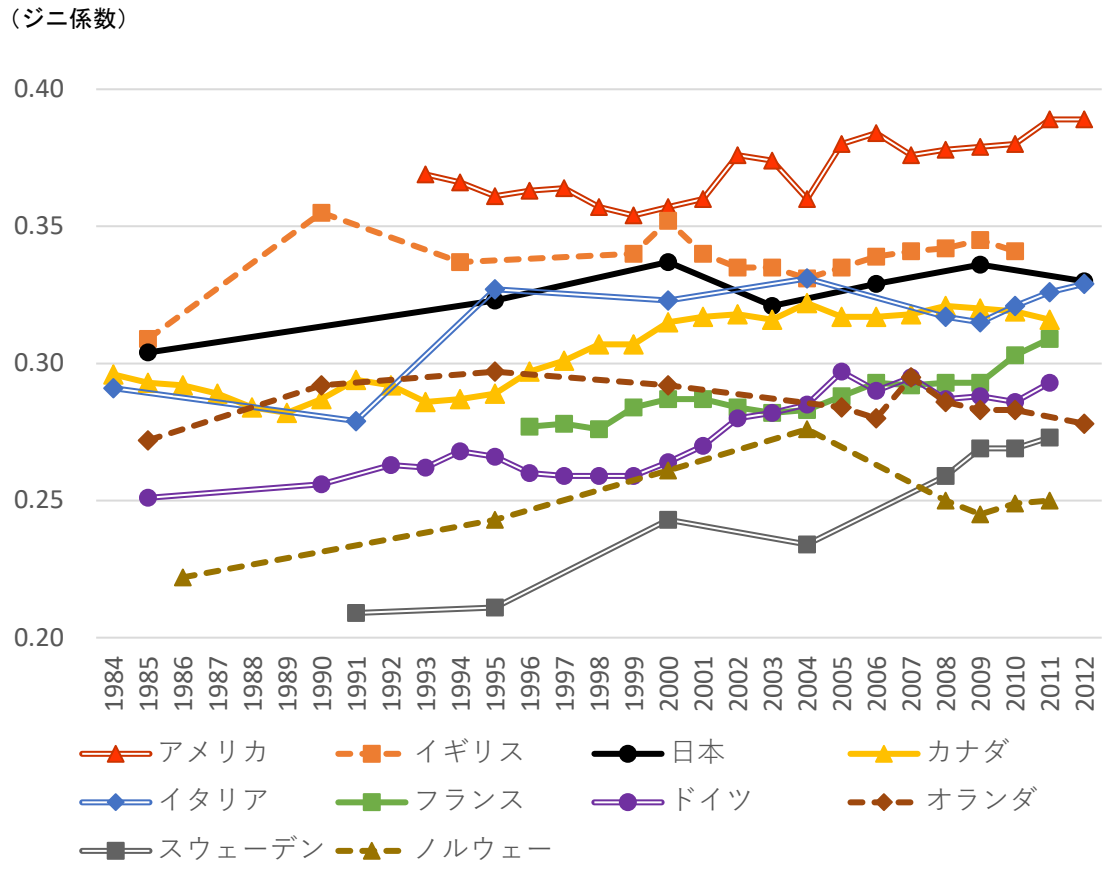

＜出所＞ OECD ”Income Distribution Database” から筆者作成

※１　ここでの「等価可処分所得」は、世帯の可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で除したもの。

※２　各国とも 2011 年までの OECD による所得の定義に基づく計数を用いている。

※３　日本の計数は「国民生活基礎調査」に基づくものであり、図表４とは異なり、「全国消費実態調査」に基づく計数は追加していない。

図表６　主要国の相対的貧困率（2012 年前後）

国名	等価可処分所得の相対的貧困率
中国	28.8%　（2011 年）
ブラジル	20.9%　（ 同上　）
インド	19.7%　（ 同上　）
メキシコ	18.9%　（2012 年）
韓国	17.5%　（2015 年）
アメリカ	17.2%　（2013 年）
日本（国民生活基礎調査）	16.1%　（2012 年）
オーストラリア	14.0%　（ 同上　）
スペイン	14.0%　（ 同上　）
カナダ	13.3%　（ 同上　）
イタリア	13.0%　（ 同上　）
イギリス	10.5%　（ 同上　）
日本（全国消費実態調査）	9.9%　（2014 年）
スイス	9.1%　（2012 年）
スウェーデン	8.6%　（2013 年）
フランス	8.5%　（2012 年）
ドイツ	8.4%　（ 同上　）
ノルウェー	8.1%　（ 同上　）
オランダ	6.9%　（ 同上　）
フィンランド	6.5%　（ 同上　）

＜出所＞ OECD ”Income Distribution Database”、総務省「全国消費実態調査」から筆者作成

※１　ここでの「等価可処分所得」は、世帯の可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で除したもの。

※２　OECD” Income Distribution Database”の計数（OECD による 2012 年以降の所得の定義に基づく）に加え、日本については筆者が「全国消費実態調査」の 2014 年の計数を追加。

図表７　欧米主要国と日本の相対的貧困率の推移（1983 年～2012 年）

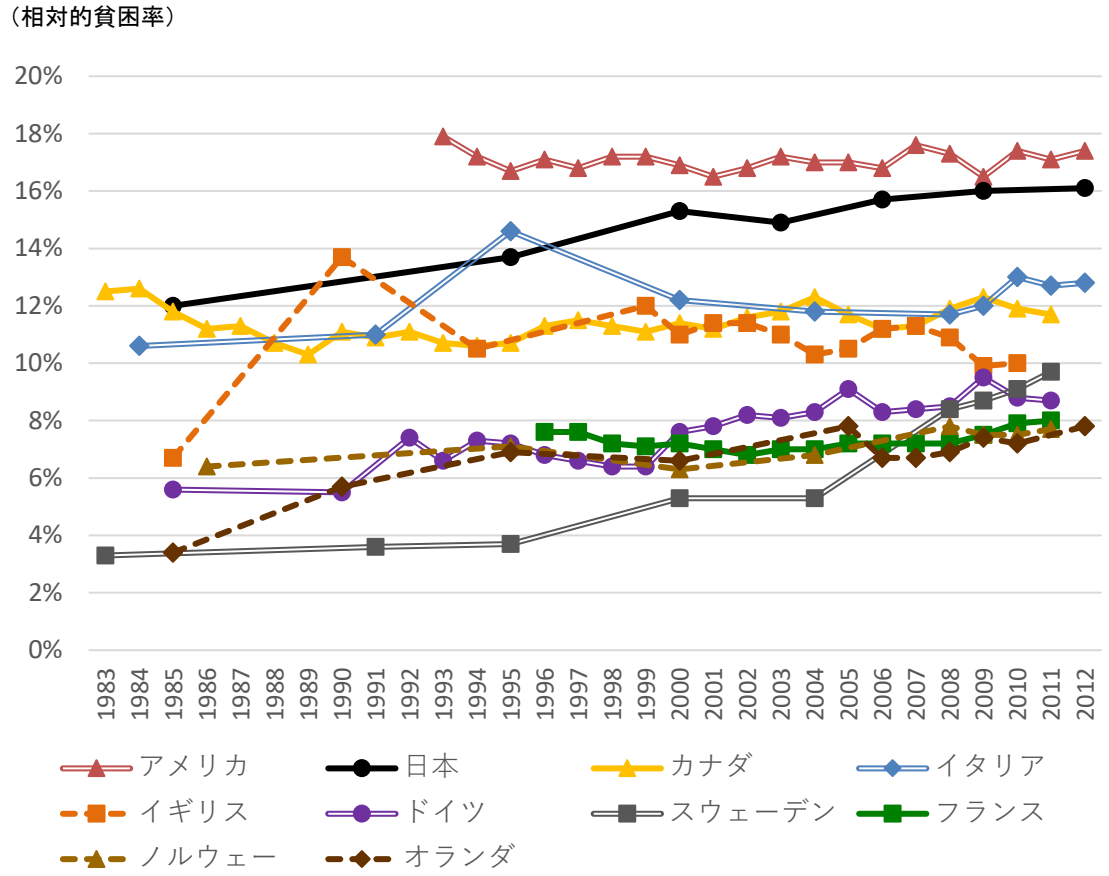

＜出所＞ OECD ”Income Distribution Database” から筆者作成

※１　ここでの「相対的貧困率」は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で除したもの）に基づくもの。

※２　各国とも 2011 年までの OECD による所得の定義に基づく計数を用いている。

※３　日本の計数は「国民生活基礎調査」に基づくものであり、図表６とは異なり、「全国消費実態調査」に基づく計数は追加していない。

図表８　所得トップ１％の総所得に占める割合

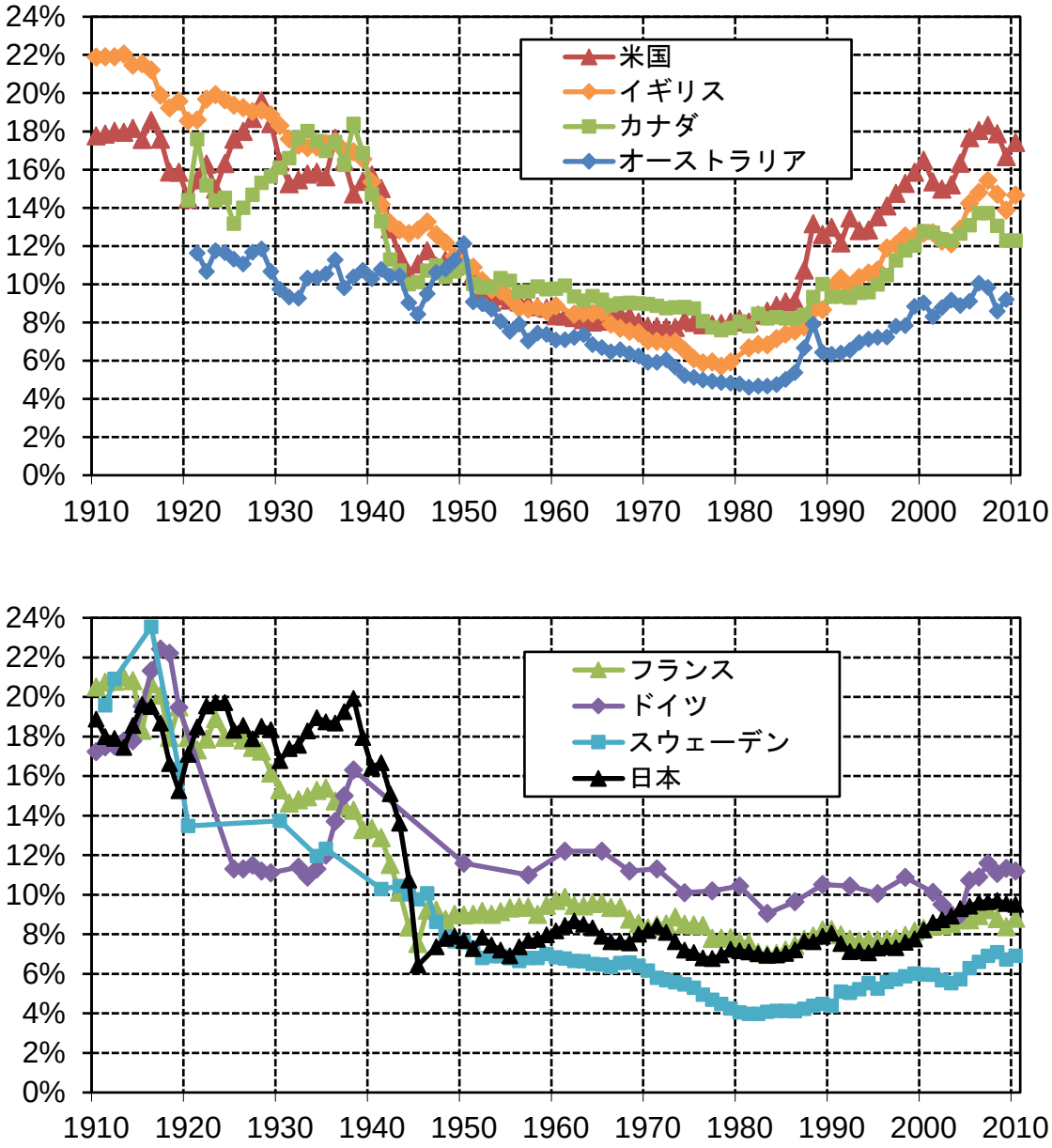

＜出所＞ ピケティ（2014）の図 9-2 および図 9-3 より再掲

※　オンラインの専門補遺とインターネットサイトの日本語訳である以下のリンク先から図表をダウンロードし、見やすくなりように著者が着色などを行った。

https://cruel.org/books/capital21c/　（2020 年 1 月にアクセス）

図表９　日本における世帯主の年齢階層別の当初所得と再分配所得のジニ係数（2017 年）

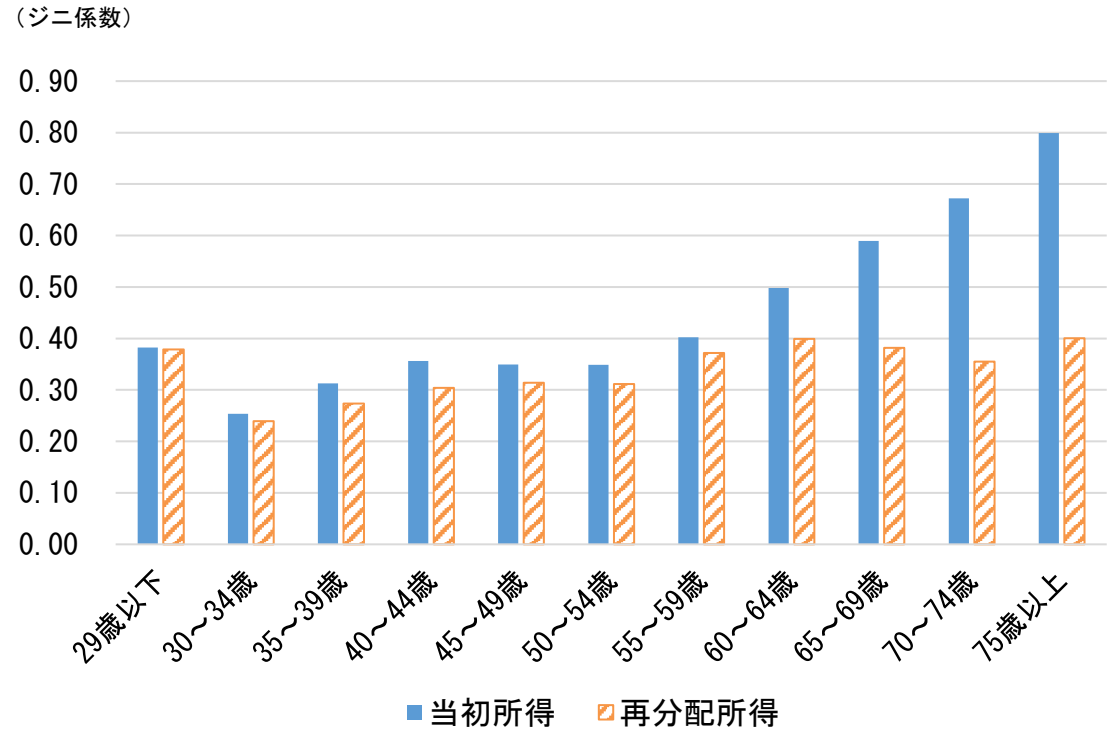

＜出所＞ 厚生労働省「所得再分配調査」（2017 年調査）から筆者作成

図表 10　日本における世帯の総所得（課税前）のジニ係数と要因分解

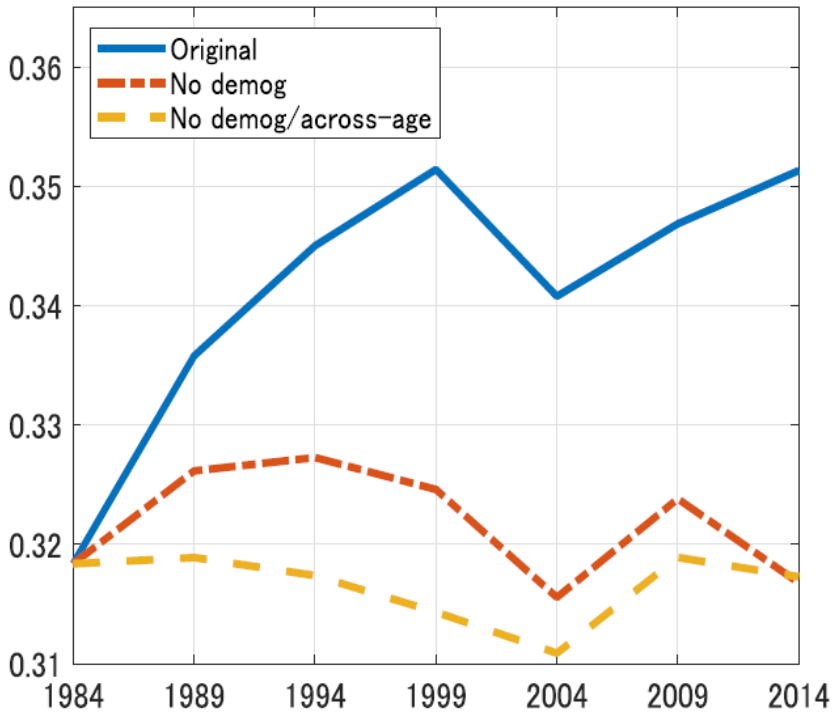

＜出所＞ Kitao and Yamada (2019)の Figure 24 (b)より再掲

※１　ここでの「総所得（課税前）」は、課税前の所得に金銭による社会保障給付を加えたものを指す。

※２　上図において、“Original” は「全国消費実態調査」の調査票情報を集計した総所得（課税前）のジニ係数を指し、”No demog” は人口の高齢化の効果を除く試算を行ったジニ係数である。なお、” No demog/across-age” は人口の高齢化の効果と年齢階層間の効果を除いたものである。年齢階層間の効果とは、各年齢階層の総所得の平均値の変化が社会全体のジニ係数に与える影響である。実際は変化している各年齢階層の人口や総所得の平均値を初期時点（1984 年）から不変という仮定を行って計算することにより、両者の変化の影響を除去し、年齢階層内の所得格差の変化をみることができる。

図表 11　日本における世帯主の年齢階層別の等価可処分所得のジニ係数
（国民生活基礎調査）

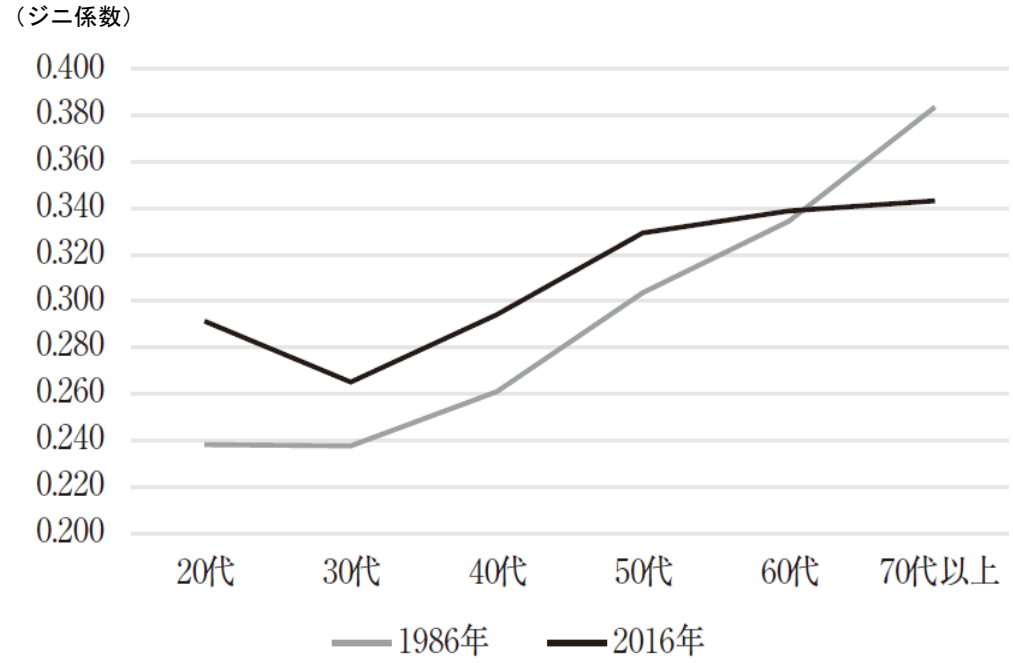

＜出所＞ 白波瀬（2018）の図２より再掲

※１　原データは「国民生活基礎調査」であり、調査票情報を特別集計したもの。
※２　ここでの「等価可処分所得」は、世帯の可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で除したもの。
※２　ここでの「1986 年」および「2016 年」は、「国民生活基礎調査」の調査年次であり、調査対象の所得はそれぞれの前年（1985 年および 2015 年）の所得である。

図表 12　日本における世帯主の年齢階層別のジニ係数（全国消費実態調査）

（a）総所得の等価換算値（Adult Equivalent）のジニ係数

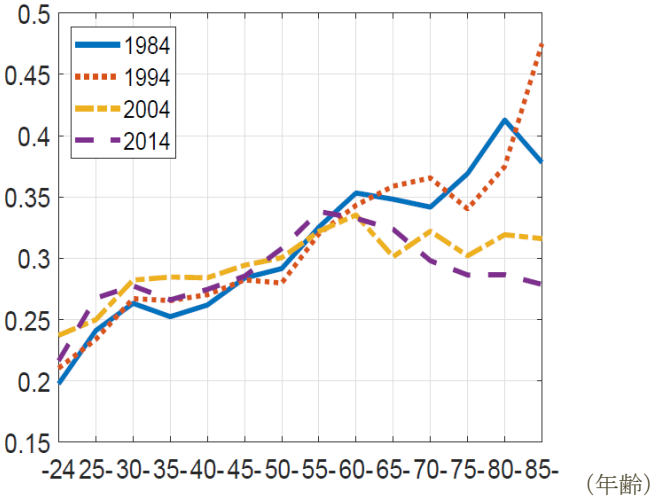

（b）労働所得の等価換算値（Adult Equivalent）のジニ係数

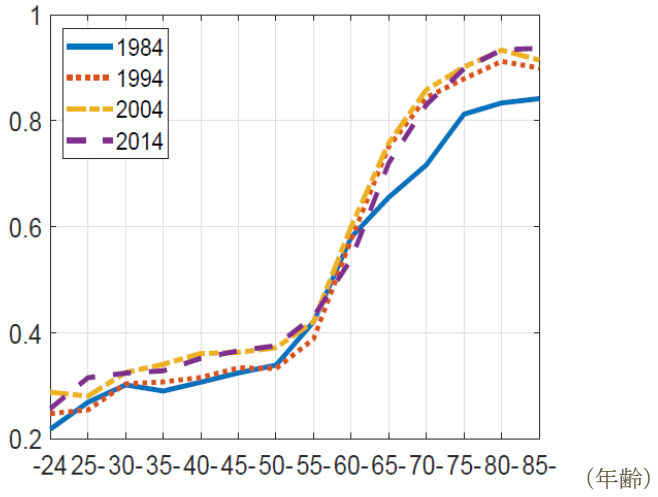

＜出所＞ Kitao and Yamada (2019)の Figure 27 のパネル(d)および(b)より再掲

※１　ここでの「労働所得」は、勤め先からの収入、自営業者の収入（純益）などであり、「総所得」（課税前の所得に金銭による社会保障給付を加えたもの）の一部である。

※２　ここでの「等価換算値」は、世帯の労働所得または総所得について、成人１人目を 1.0、成人２人目以降を 0.7、20 歳未満を 0.5 というウェートで調整したもの。

図表 13　日本の職員・従業員に占める非正規の割合（年齢階層別）

（a）男性の職員・従業員における非正規の割合（年齢階層別）

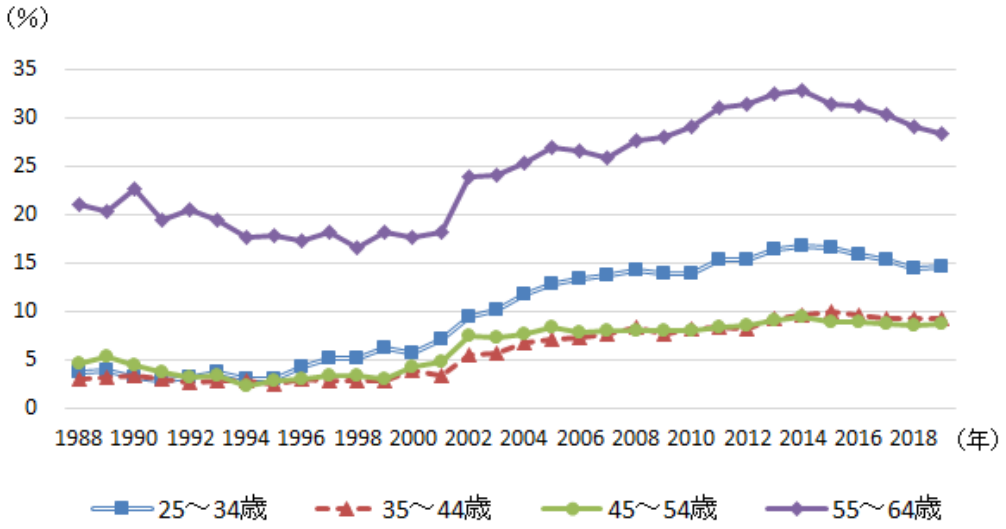

（b）女性の職員・従業員における非正規の割合（年齢階層別）

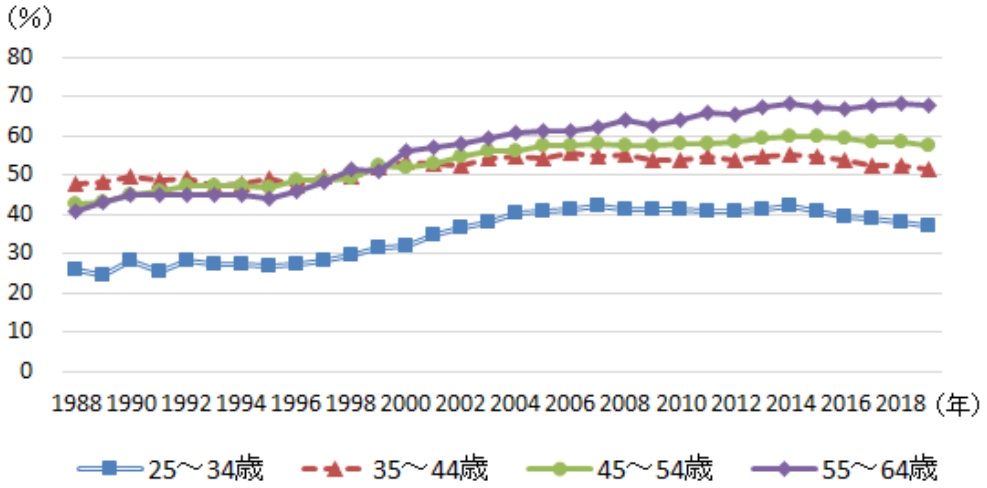

＜出所＞ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「早わかり　グラフでみる長期労働統計」（https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/index.html　2020 年 4 月にアクセス）より著者作成

※　原データは、2002 年以降は総務省「労働力調査」（詳細集計）、2001 年以前は同省「労働力調査特別調査」。

図表 14　日本における世帯主の年齢階層別の相対的貧困率（全国消費実態調査）

（a）総所得の等価換算値（Adult Equivalent）の相対的貧困率

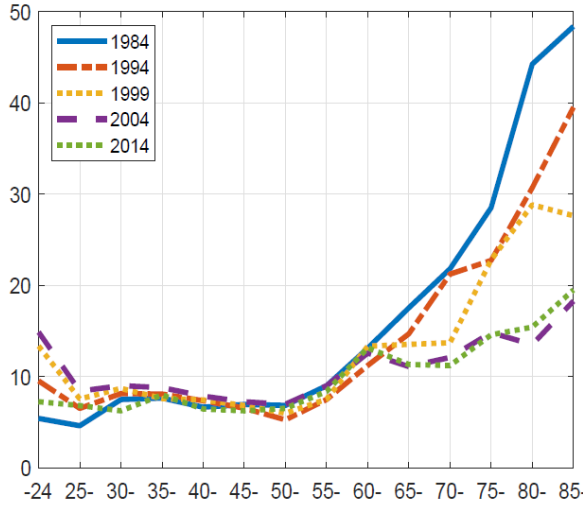

（b）労働所得の等価換算値（Adult Equivalent）の相対的貧困率

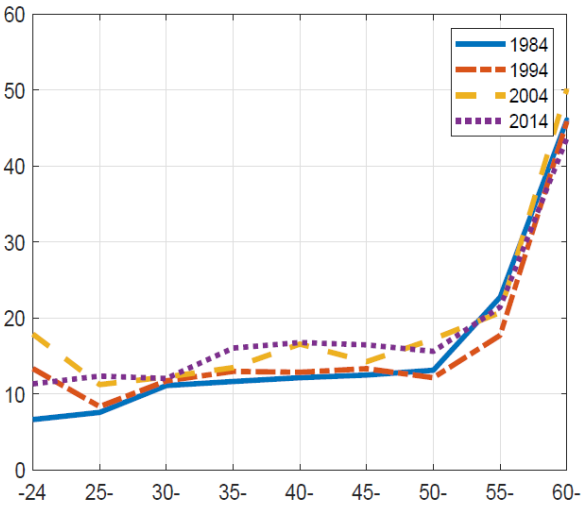

＜出所＞ Kitao and Yamada (2019)の Figure 33 のパネル(b)および(a)より再掲

※１　ここでの「労働所得」は、勤め先からの収入、自営業者の収入（純益）などであり、「総所得」（課税前の所得に金銭による社会保障給付を加えたもの）の一部である。

※２　ここでの「等価換算値」は、世帯の労働所得または総所得について、成人１人目を 1.0、成人２人目以降を 0.7、20 歳未満を 0.5 というウェートで調整したもの。

図表 15　日本における成人未婚者の世帯構造の分布（国民生活基礎調査）

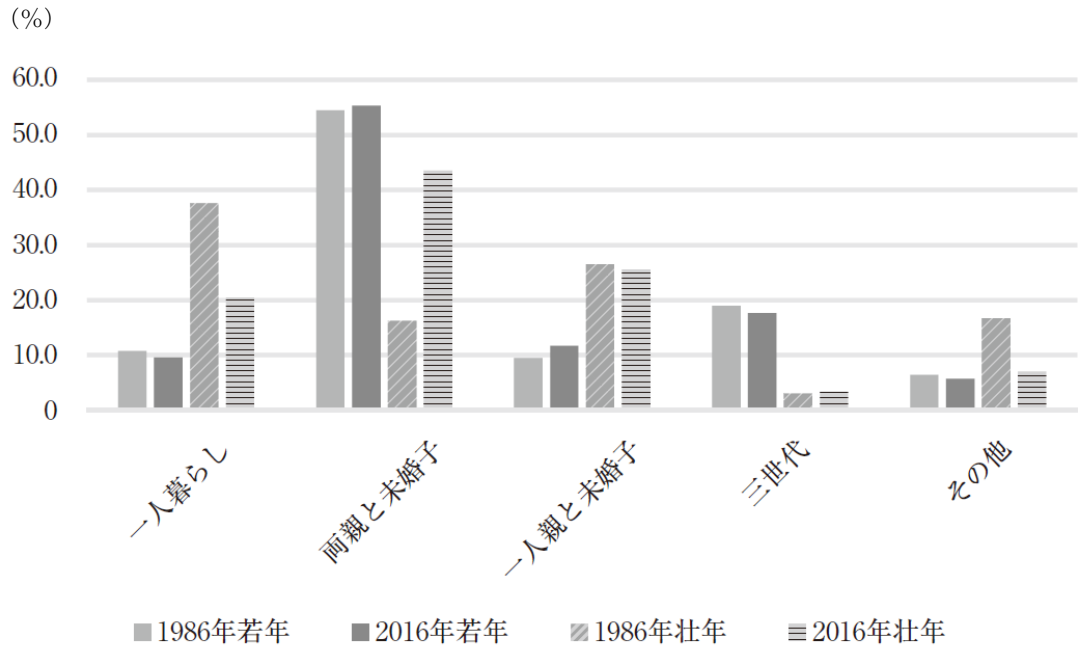

＜出所＞ 白波瀬（2018）の図 6 より再掲

※1　原データは「国民生活基礎調査」であり、調査票情報を特別集計し、1986 年調査と 2016 年調査について比較を行ったもの。

※2　ここで「若年」は 18～34 歳、「壮年」は 35～49 歳を指す。

図表 16　所得格差の大きさに関する国民の意識

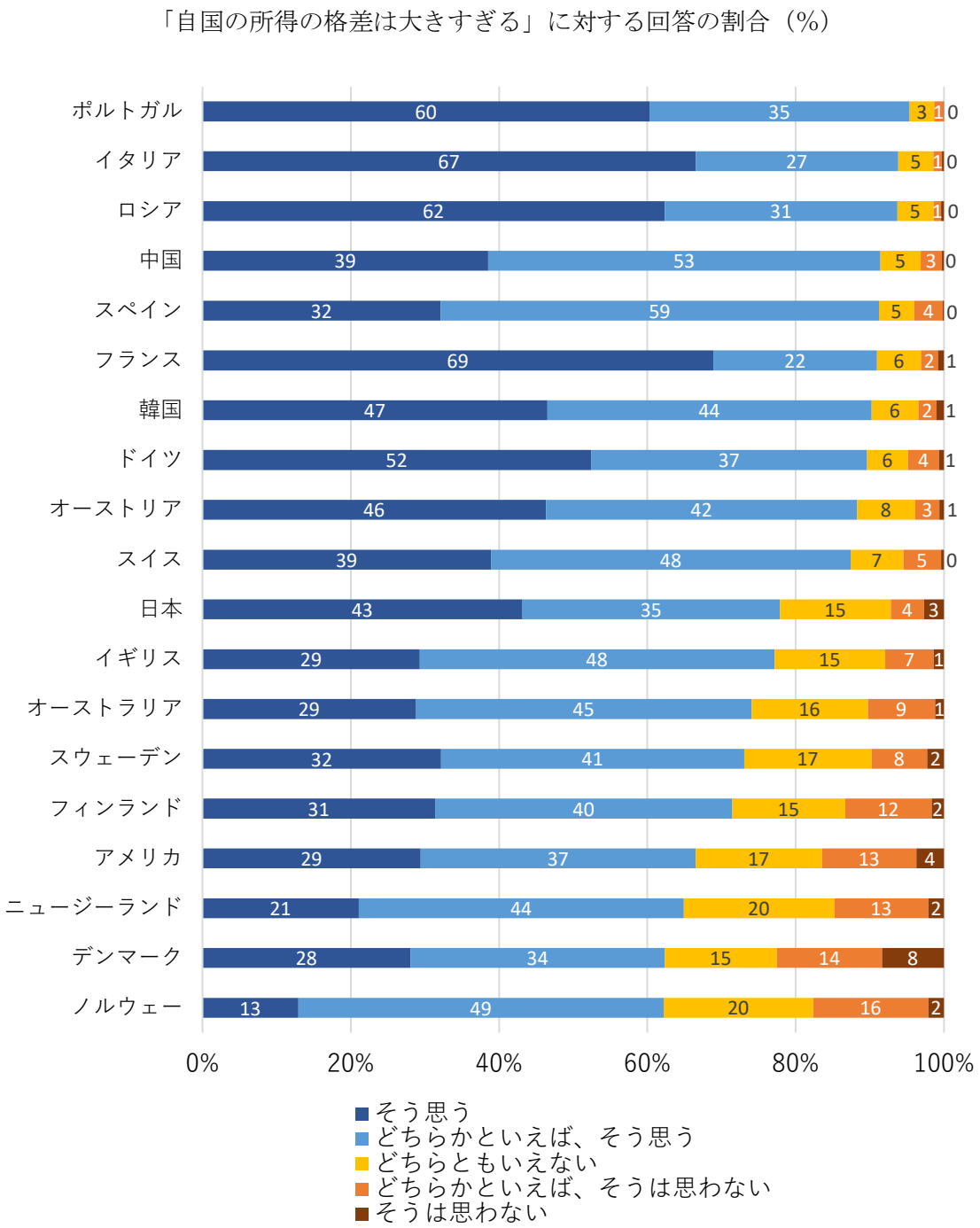

＜出所＞International Social Survey Program (ISSP) の 2009 年調査から著者作成
https://zacat.gesis.org/webview/index.jsp　（2020 年 5 月にアクセス）

※１　回答のうち「わからない」、「無回答」を除いて集計した

※２　「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計が大きい順で並べた

図表 17　所得格差の縮小に関する国民の意識

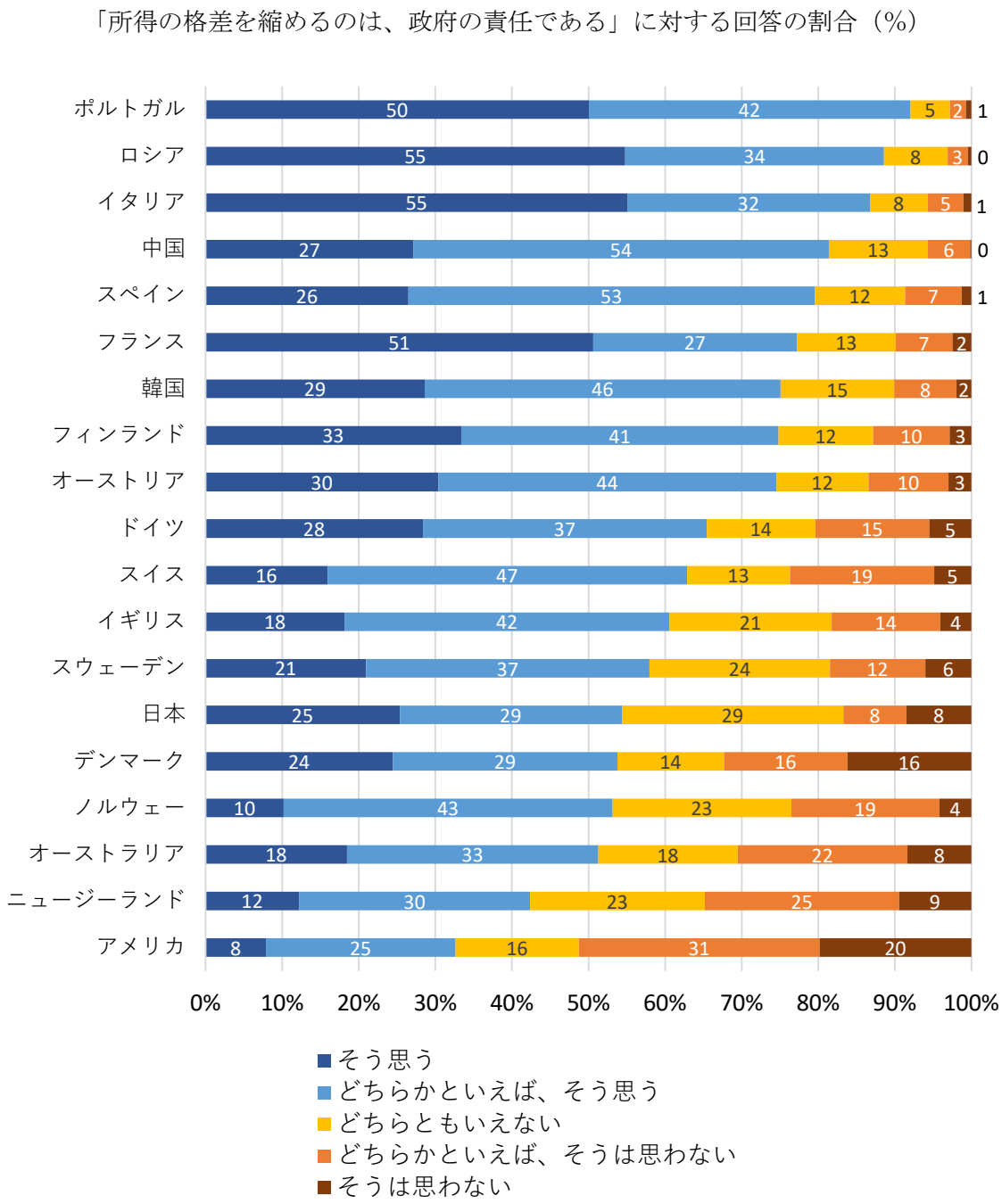

＜出所＞International Social Survey Program (ISSP) の 2009 年調査から著者作成
https://zacat.gesis.org/webview/index.jsp　（2020 年 5 月にアクセス）

※１　回答のうち「わからない」、「無回答」を除いて集計した

※２　「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計が大きい順で並べた

図表 18　OFF-JT の現状

（a）OFF-JT を受講している労働者の割合（2017 年度）

（単位 %）

年齢階層	労働者全体	正社員	正社員以外
20 歳未満	21.0	45.1	5.0
20～29 歳	44.1	52.0	21.2
30～39 歳	37.7	45.2	18.7
40～49 歳	34.7	42.7	17.1
50～59 歳	33.3	43.5	18.6
60 歳以上	19.4	24.9	18.4
合計（全年齢）	35.2	45.1	18.1

（b）受講した OFF-JT の役立ち度（2017 年度）

（単位 %）

	正社員	正社員以外
役に立った	46.4	49.7
どちらかというと役に立った	46.9	44.7
どちらかというと役に立たなかった	5.0	4.4
役に立たなかった	0.8	0.4
不明	1.0	0.8

＜出所＞ 厚生労働省「能力開発基本調査」より筆者作成

※　本調査は、常用雇用者 30 人以上の民営事業所から抽出した個人を対象としている。ここで「OFF-JT」とは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を 1 か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）を含む。「正社員」とは、常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、企業または事業所で定められている 1 週間の所定労働時間で働いている、企業または事業所で正社員・正職員として処遇されている者をいう。「正社員以外」は、常用労働者のうち、「正社員」以外の者をいう（「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」またはそれに近い名称で呼ばれている者など）。派遣労働者および請負労働者は含まない。

図表 19　社会人学生を対象としたアンケート調査の概要、回答者の属性

(a)「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関するアンケート調査」の概要

・実施時期：2015 年 12 月 11 日～2016 年 1 月 22 日

・調査対象：すべての大学、短期大学、高等専門学校及び、どの学部・研究科等にも属さず主に社会人を対象としたプログラムにて修学中の社会人学生を対象。

・回答数　：7,484 サンプル

※　本調査において、「社会人学生」とは、特に職業に必要な能力の修得を求める社会人学生のことであり、在職者（正規・非正規を問わない)、求職者などを指しているため、趣味・教養のために学び直しを行っている学生は対象外。「大学等」とは、大学、大学院、短期大学、高等専門学校を指す。

(b) 回答者の属性

・年齢別

（単位 %）

年齢	25 歳未満	25 歳以上 30 歳未満	30 歳以上 35 歳未満	35 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 45 歳未満	45 歳以上 50 歳未満	50 歳以上
割合	3.6	12.8	17.7	17.4	15.3	12.7	20.5

・就業の有無

（単位 %）

就業形態、求職との関係など	割合
フルタイムで働いている（研修扱い等で学業に専念している場合も含む）	69.0
パートタイム、アルバイトなどで働いている	12.8
身分が保障されたまま休職	1.7
求職中又は今後求職予定	5.9
無職で、当面求職する予定もない	5.4
その他	5.2

＜出所＞ イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞（2015 年度）より筆者作成

図表 20　社会人学生の職場への希望

（a）社会人学生のうち「フルタイムで働いている」、「パートタイム、アルバイトなどで働いている」、「身分が保障されたまま休職」と回答した者の合計

（単位 %）

在学中に職場に希望すること（３つまで選択）	割合
大学等へ通って卒業資格を得たものを評価する仕組みをつくる	46.6
授業のある時間帯は、早退を許す、休めるようにするなどフレキシブルな労働時間とする	41.5
授業料の一部もしくは全部を会社が補助する	28.9
大学等への進学が原因で、評価を下げるなどの不利益がないことを確約する	22.4
特にない	19.4
通学期間を長期有給休暇とする	13.7
無給で構わないので、長期休暇が取れるようにする	13.6
大学等に学んでいることを公言しづらい雰囲気をなくす	13.1
その他	3.8

（b）上記（a）のうち「授業のある時間帯は、早退を許す、休めるようにするなどフレキシブルな労働時間とする」と回答した者の年齢別の割合

（単位 %）

年齢別	25 歳未満	25 歳以上 30 歳未満	30 歳以上 35 歳未満	35 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 45 歳未満	45 歳以上 50 歳未満	50 歳以上
割合	37.0	44.4	44.0	45.0	39.8	40.4	36.8

（c）上記（a）のうち「授業のある時間帯は、早退を許す、休めるようにするなどフレキシブルな労働時間とする」と回答した者が属する企業の従業員規模別の割合

（単位 %）

従業員規模別	1～20 人	21～300 人	301 人～
割合	37.2	42.4	42.2

＜出所＞ イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞（2015 年度）より筆者作成

図表 21　社会人学生が大学等に期待する教育環境

（a）社会人学生の全体の回答割合

（単位 %）

社会人学生が大学等に期待する教育環境（３つまで選択）	割合
授業料を安くすること	44.2
夜間、土日、休日等の社会人に配慮した時間帯での授業を開講していること	43.2
教育を充実させること	28.2
体系的な教育カリキュラムを充実させること	27.3
インターネットなどによる授業ができるシステムを整備すること	26.9
休学や、退学・再入学を柔軟に受け付けること	22.5
通学しやすい場所に学校・教室を整備すること	21.3
時間帯を自由に選択可能にすること	19.3
短期間で修了できるコースを充実させること	18.2
教育訓練給付制度を活用すること	17.2
入学時期をフレキシブルにすること	13.1
授業単位で学費を支払えるようにすること	11.9
長期分散型のコースを充実させること	11.5
シラバスをより詳細化させるとともに外部からも参照可能とすること	11.4
授業に参加できない場合、費用を一部もしくは全部返還すること	8.9
カウンセリングを充実させること	6.9
科目等履修制度を活用すること	5.3
特にない	4.7
履修証明制度を活用すること	2.9
体験入学を実施すること	2.8
その他（「教員の質の向上」など他の回答の合計）	4.7

（b）上記（a）で「夜間、土日、休日等の社会人に配慮した時間帯での授業を開講していること」と回答した者の就業の有無別

（単位 %）

就業状況別	有職者	非有職者・その他
割合	46.3	27.3

＜出所＞ イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞（2015 年度）より筆者作成

図表 22　教育訓練休暇制度、教育訓練短時間勤務制度の導入を巡る現状

（a）教育訓練休暇制度、教育訓練短時間勤務制度の導入状況（2017 年度）

（単位 %）

	教育訓練休暇制度	教育訓練短時間勤務制度
導入している	9.4	7.3
導入していないが、導入を予定している	13.0	13.0
導入していないし、導入する予定はない	76.6	78.4
不明	1.0	1.4

(b) 教育訓練休暇制度または教育訓練短時間勤務制度の導入予定がない理由（2017 年度）

（単位 %）

導入予定がない理由（複数回答）	回答の割合
代替要員の確保が困難であるため	52.1
制度自体を知らなかったため	42.5
労働者からの制度導入の要望がないため	32.5
制度導入のメリットを感じないため	26.1
有給休暇（一部有給休暇を含む）とした場合、コスト負担が生じる	15.7
制度設計について相談できる窓口がないため	8.7
その他	14.6
不明	0.8

＜出所＞ 厚生労働省「能力開発基本調査」より筆者作成

※　ここで「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇のことをいう。有給であるか無給であるかは問わない。ここで「教育訓練短時間勤務」とは、職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者が活用することのできる短時間勤務（所定労働時間の短縮措置）のことをいう。